

# 史跡長塚古墳 保存活用計画

2018年

可児市教育委員会

# 序 文

可児市内には約 400 基の古墳があったとされ、現在も多くの古墳が残されています。

長塚古墳は、昭和 31 年に国史跡に指定された東美濃地方最大の前方後円墳であり、地域に愛され守られてきました。平成 7 年～9 年の発掘調査では、4 世紀後半という築造時期が明らかになり、後円部に保存状態が良好な粘土槨が見つかるなど、大きな成果が得られました。

平成 28 年度から地元の代表者や専門家からなる「長塚古墳保存活用計画策定委員会」を設け、計画を策定してまいりました。今後は、この計画をもとに、可児市を代表する古墳である長塚古墳を後世に伝えるべく、適切な保存管理と活用を行い、まちづくりにも活かしていきたいと考えています。

本計画策定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 6 月

可児市教育委員会

教育長 籠橋 義朗

# 例 言

1. 本書は、可児市中恵土に所在する史跡長塚古墳の保存活用計画書として、可児市教育委員会が平成 29 年度に作成したものである。
2. 長塚古墳保存活用計画の策定作業は、平成 28・29 年度の 2 カ年にわたり実施した。
3. 計画の策定にあたっては、「史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会」及び文化庁文化財部記念物課、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課（28 年度は岐阜県教育委員会社会教育文化課）の指導・助言を受けた。
4. 現況地形測量図は、過去の測量図を㈱イビソクに委託して再トレースし、都市計画図と整合した。
5. 本計画は、平成 30 年 7 月 1 日から運用する。

# 目 次

第1章	保存活用計画の策定の沿革・目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	1
第3節	委員会の設置・経緯	2
(1)	検討体制	2
(2)	史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱	3
(3)	協議経過	4
第4節	関係法令と諸計画	5
第2章	長塚古墳の史跡指定などの経緯・概要	8
第1節	現在に至る経緯と調査概要	8
第2節	史跡指定の状況	15
(1)	昭和31年の指定	15
(2)	平成15年の追加指定と指定範囲	16
(3)	長塚古墳関係の現在の公有地化の状況	18
第3節	史跡の概要	19
第4節	西寺山古墳、野中古墳	21
第3章	長塚古墳をとりまく環境	23
第1節	地理的・社会的環境	23
第2節	自然環境と植生	23
第3節	歴史的環境	24
第4節	長塚古墳の位置付け	26
(1)	木曾川左岸の前・中期古墳	26
(2)	伏見・前波古墳群とその周辺	27
(3)	前波の三ツ塚と身隠山古墳群	28
(4)	長塚古墳の位置付け	29
第5節	長塚古墳を構成する要素	30
第4章	現状と課題	32
第1節	保存	32
第2節	活用	32
第3節	整備	32
第4節	運営・体制	33
第5章	計画の大綱	34
第6章	保存管理の基本方針	35
第1節	保存管理の基本的な方向性	35
第2節	保存管理の基準	35
(1)	保存管理の方法と現状変更の取扱基準	35
(2)	史跡指定地の拡大	38

第7章	長塚古墳の活用	39
第1節	活用の方向性	39
第2節	活用の方法	39
(1)	教育的活用	39
(2)	地域コミュニティと活用	40
(3)	観光的活用	40
(4)	ソフト面における施策	40
第8章	長塚古墳の整備	42
第1節	整備の方向性	42
(1)	継続的な調査研究の推進	42
(2)	確実な保存と遺構の保護	42
(3)	見学者のための整備	42
(4)	情報発信	42
第2節	整備の方法の一例	42
(1)	発掘調査の結果を基にした史跡拡大と土地公有化	42
(2)	現存墳丘の維持	42
(3)	遺構の保存と地上表示、墳頂部の施工	43
(4)	西側周溝部分の一部復元と古墳周囲の芝生広場の整備	43
(5)	見学園路や階段の設置	43
(6)	標柱、案内解説板、サインの設置	43
(7)	休憩・ガイダンス施設の設置	43
(8)	見学者のため駐車・駐輪場の確保	43
(9)	トイレや照明の設置	43
(10)	古墳保護のための低木等の植栽と、周溝部分を利用した緑地空間の確保	44
(11)	「前波の三ツ塚」散策コースの案内	44
(12)	「長塚セミナー」の開設	44
第9章	運営・体制の整備	46
第1節	方向性	46
第2節	方法	46
第10章	施策の実施計画の策定・実施	
第1節	実施すべき施策と区分	47
第2節	経過観察の方法と方向性	48
(関連資料)		
1.	文化財保護法	50
2.	参考文献	59

# 第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

長塚古墳は、可児市中恵土前波地内に所在し、木曾川の中位段丘面に立地する。近接する西寺山古墳や野中古墳とともに古くから「前波の三ツ塚」と呼ばれ、狭い範囲に前方後円墳2基と前方後方墳1基が集中している。

長塚古墳は、墳長72mを測る東美濃地方最大の前方後円墳であり、古墳時代前期末（4世紀後半）の築造とされ、昭和31年5月15日に国史跡に指定された。平成7～10年度は長塚古墳、西寺山古墳、野中古墳の発掘調査を行い、平成11年に発掘調査報告書『前波の三ツ塚』を刊行した。平成15年には周囲の周溝の一部が史跡に追加指定され、土地の公有化も進め、古墳自体を保存していく取り組みを行ってきた。その一方で周辺は県道122号線、市道が通り、住宅地や工場、店舗等にも囲まれているため、今後開発計画等により長塚古墳周辺の環境の変化も想定される。長塚古墳及び「前波の三ツ塚」の調査、研究を進めながら、歴史的・文化的価値を後世に引き継ぐためにも具体的な取り組みが必要となっている。

## 第2節 計画の目的

本計画は、長塚古墳の歴史的・文化的価値を後世に引き継ぐため、適切な保存管理、整備活用の基本的な方針を定めるために策定するものである。この計画では、長塚古墳の特色と価値を明らかにし、その価値を次世代に引き継ぐため、保存管理の基本方針や方法、現状変更の取り扱い基準、追加指定、土地の公有化、史跡の整備活用、取り組み体制、さらに、史跡周辺の関係遺跡や周辺環境等を構成する諸要素についても、保存活用への取り組みに関する基本的な考えを示しておくものである。

計画策定の範囲は、長塚古墳の史跡指定範囲（3,686.32 m<sup>2</sup>）と隣接する南側の土地とするが、基本方針には指定地外である西寺山古墳と野中古墳も含めるものとする。

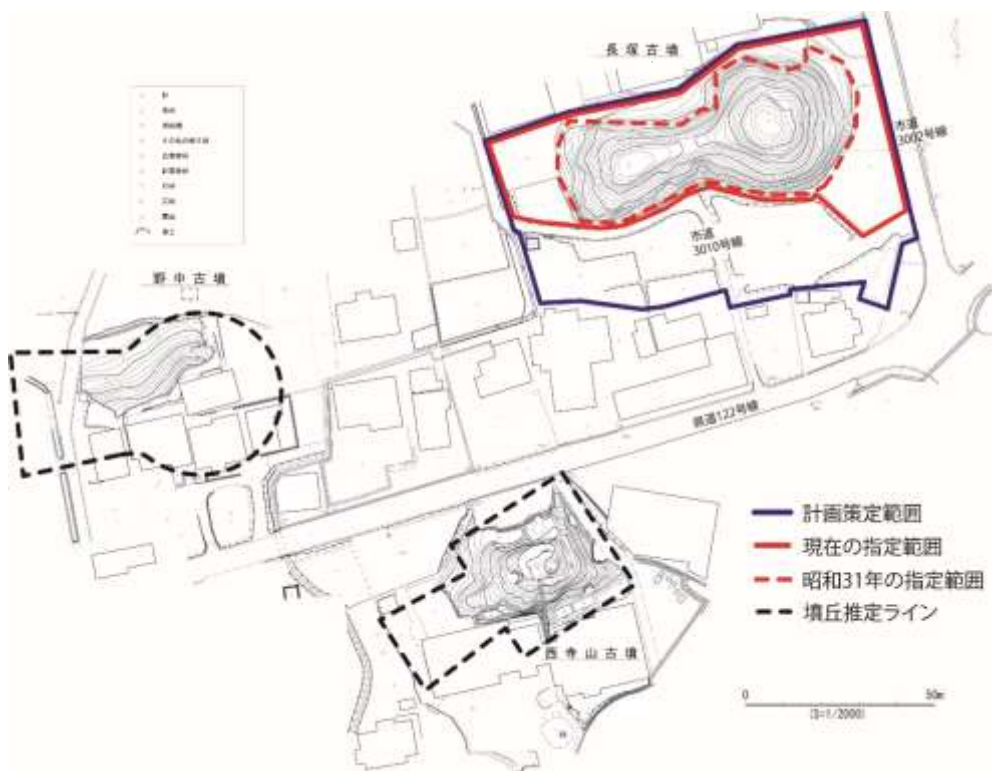


図1 「前波の三ツ塚」測量図  
（『前波の三ツ塚』より転載加筆）

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### (1) 検討体制

本計画の策定にあたっては、平成28年度に有識者、地元代表者による史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課、岐阜県教育委員会社会教育文化課（平成28年度）、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課に指導・助言を受けながら検討を行った。

#### 史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会

	氏名	所属	専門
委員長	赤塚次郎	NPO 法人古代瀬波の里文化遺産 ネットワーク 理事長	考古・活用
職務代理者	中井正幸	大垣市教育委員会 文化振興課長	考古・活用
	高瀬要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園 理事長	整備
	魚津知克	大手前大学史学研究所 主任	考古
	加藤喜雄	中恵土自治連合会長	地元代表
	井戸則正	中恵土公民館長	地元代表

#### オブザーバー（指導・助言）

文化庁文化財部記念物課
岐阜県教育委員会社会教育文化課（平成28年度）
岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課（平成29年度）

#### 事務局

氏名	役職
竈橋義朗	可児市教育委員会 教育長
村瀬雅也	可児市教育委員会 事務局長
長瀬治義	可児市教育委員会 事務局長(平成28・29年度)
川合俊	文化財課 課長
林武夫	文化財課 歴史資産整備係長
千田泰弘	文化財課 歴史資産整備係長(平成29年度)
大津誠	文化財課 歴史資産整備係長(平成28年度)
松田篤	文化財課 文化財係長
安藤裕康	文化財課 文化財係長（平成28年度）
長沼毅	文化財課 主査
加藤有理	文化財課 主査（平成28年度）
牛田千穂	文化財課 主査
長江真和	文化財課 主査（担当者）
織田真琴	文化財課 主事(平成28・29年度)
村上慶介	文化財課 主事

## (2) 史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 21 日決裁

(設置)

第 1 条 史跡長塚古墳保存活用計画の策定を行うため、史跡長塚古墳保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、史跡長塚古墳の保存活用事業の推進に関して審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係機関の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、保存活用計画策定までとする。ただし、委員の退任などで補充が必要な場合の後任者の任期は、前任者の残任期間または当該年度末までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、会議の議長となる。市教育長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の出席を求め、または資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第 8 条 保存活用計画の策定にあたっては、必要に応じ、文化庁及び岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導助言を受けることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市教育委員会文化財課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



### (3) 協議経過

第1回目（平成29年3月27日）

長塚古墳の現地視察を行い、長塚古墳の現地の状況、指定範囲及び公有化の範囲の確認を行う。  
現地視察後、中恵土公民館にて保存活用計画案をもとに協議を行う。

第2回目（平成29年12月19日）

中恵土公民館にて、文化庁文化財部記念物課調査官による平成29年5月11日の指導内容の報告と保存活用計画案について協議を行う。

第3回目（平成30年3月19日）

中恵土公民館にて、第2回委員会と文化庁調査官の意見を反映させた保存活用計画書案の中身について協議を行う。



写真1 現地視察風景



写真2 委員会風景

## 第4節 関係法令と諸計画

### ・文化財保護法

文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として昭和25年（1950）5月30日に制定された。埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、第6章「埋蔵文化財」の93条、94条が摘要される。また、史跡名勝天然記念物にかかわる指定、管理等については第7章「史跡名勝天然記念物」の第109条から133条に規定がある。

史跡の現状変更等に関する権限委譲、許可申請等に関しては下記の政令、規則による。

- ・文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号  
最終改正平成26年6月13日法律第69号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則（昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（平成12年3月10日庁保伝第14号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

可見市は、文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内の文化財のうち重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化的向上に貢献することを目的とし、可見市文化財保護条例（昭和30年4月9日条例第27号）を定めている。

### ・第四次総合計画

可見市では平成23年度から平成31年度を計画年度とする「第4次総合計画」を策定している。この計画の基本理念は、市民主権の原則に基づいた「参画」と「協働」による「市民中心のまちづくり」である。市民が可見市や住んでいる地域に愛着と誇りをもち、自ら考え行動し、積極的なまちづくりを進めていくことが必要となる。

その中で、「施策2-5 歴史や文化・芸術に親しめるまちをつくる」、「施策3-5 愛着と誇りを持つ良好な景観形成を進める」、「施策4-3 地域資源を活かし、人が集う観光交流を進める」が史跡との関係で重要である。特に施策2-5では、国指定をはじめ、多くの歴史・文化財の保存管理を適正に行い、次世代へ可見の歴史を継承することが必要だと記されている。

### ・第二次可見市都市計画マスタープラン

本市の地理的、交通的な好条件を強みに、自然、歴史、文化財、産業といった固有の地域資源を守り活かしながら、安全、快適に暮らせる住環境や活力ある産業環境を市民とともに創造していくものである。目標年次は平成28年度を基準として、10年後の平成38年度（2026）としている。

史跡指定地の周辺は、土地利用の方針で、集落地・農地として位置づけられており、農業地区域の農地は、農業生産基盤の整備適正に維持・管理に努め、営農環境の保全を図る方針となっている。

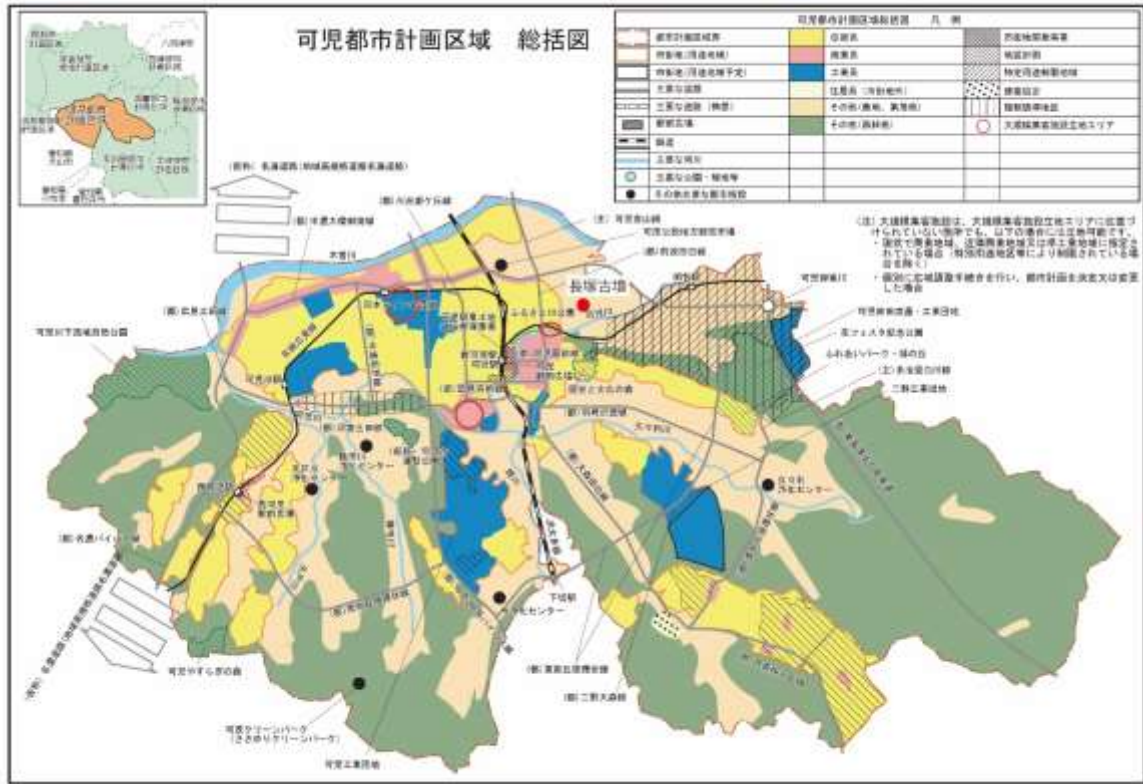


図2 可児市都市計画区域総括図（一部加筆）

・可児市教育大綱、可児市教育基本計画

可児市では“マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て”という基本理念のもと、その主要な役割を担う義務教育について、“日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育”を推進するため、「可児市教育基本計画（平成23年度～32年度）」の前期計画（平成23年度～27年度）の最終年度である平成27年9月に「可児市教育大綱」を策定した。可児市教育大綱では、以下の5つの目標を定めている。

1. 「豊かな心」を育みます
2. 「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます
3. 「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います
4. 「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます
5. 「子供は地域全体で育てる意識」を高めます

上記の目標を実現するため、平成28年度から31年度に至る後期計画では、以下の5つの基本目標を定めている。

- I. 夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育
- II. あたたかさとしんがしさをもち家庭づくり・地域づくり
- III. 市民の意欲と能力を伸ばし、生かす生涯学習
- IV. 健康、生きがい、人とのつながりをつくるスポーツ活動
- V. 文化・芸術の創造と歴史の継承

### ・可児市歴史文化基本構想、可児市歴史文化遺産総合保存活用計画

可児市では、今後地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくため、「可児市歴史文化基本構想」とともに、「可児市歴史文化遺産総合保存活用計画」を平成31年度に策定する予定である。その中で、史跡である長塚古墳保存活用計画の内容についても関連付けていく。

### ・可児市市民参加と協働のまちづくり条例

可児市では、豊かな自然とこれまで先人が築き上げてきた歴史と文化を引き継ぎ、これらを活かしつつ新しい課題に対処する視点をもって、安全、快適で住みやすく、文化的で魅力にあふれた地域社会をつくり、これを次の世代に引き継いでいくことを目的とし、「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」を定めている。

事業者は、「土地利用行為を行おうとする場所に歴史的価値のあるものがある、又は貴重な自然が残されているときは、市民の適切な保全と保護を行う」と記されている。

### ・屋外広告物法、岐阜県屋外広告物条例および施行規則

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板等のことである。屋外広告物は、「屋外広告物法」およびこの法律に基づいて岐阜県が定めた「岐阜県屋外広告物条例」により必要な規制がされており、「岐阜県屋外広告物条例施行規則」により許可基準等が定められている。

屋外広告物を掲出するためには市長の許可が必要となるが、長塚古墳は文化財保護法により指定された地域のため禁止区間となり、屋外広告物を掲出することはできない。

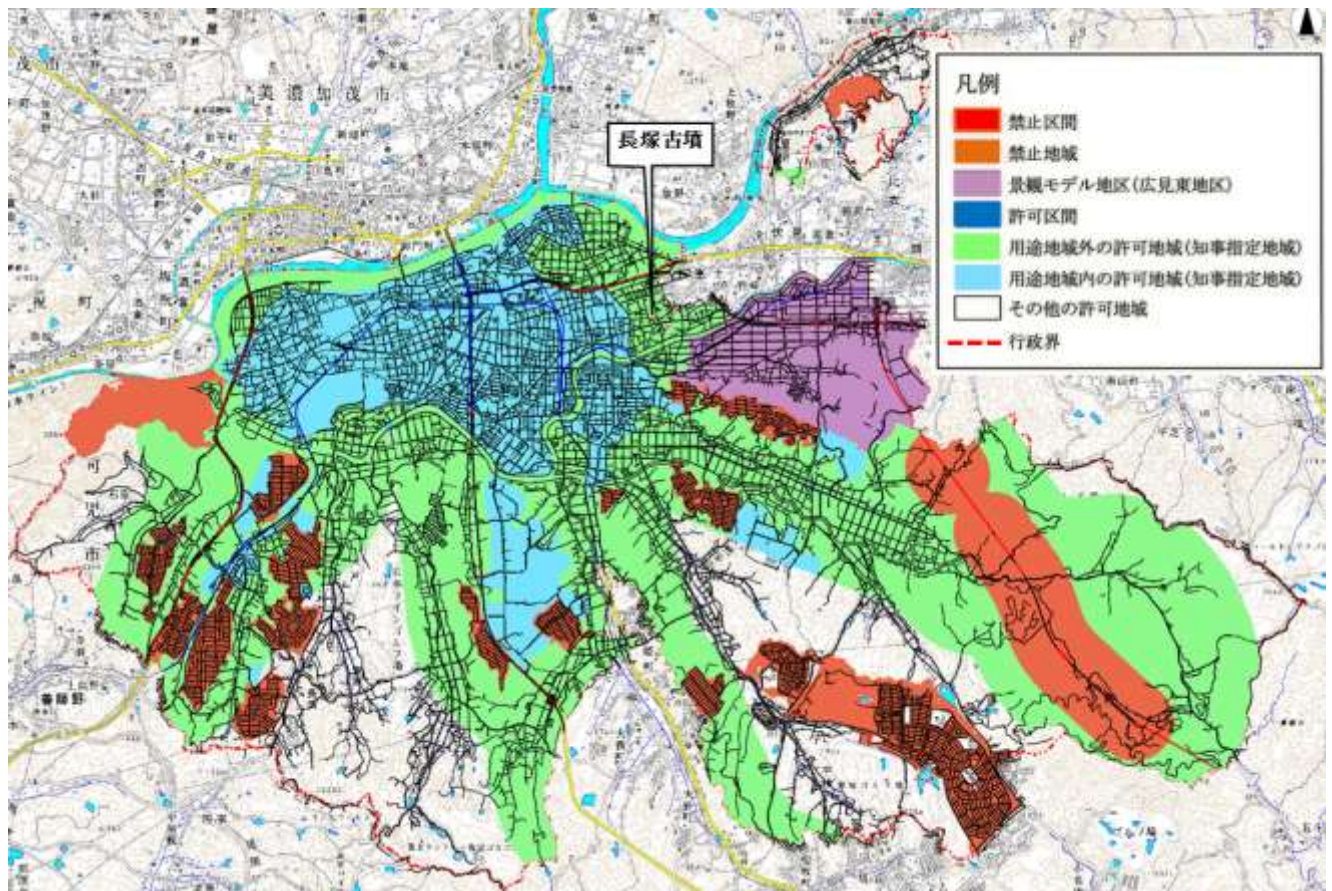


図3 屋外広告物規制概要図（可児市都市計画課作成図に一部加筆）

## 第2章 長塚古墳の史跡指定などの経緯・概要

### 第1節 現在に至る経緯と調査概要

- ・明治22年以前・元図が上恵土村の存在した時代(明治7年から22年まで)に作製された字絵図(図7)を見ると、古墳は現状と同様の前方後円形を呈しており、周囲に盾形の周溝の輪郭が現れている。同図の記載によれば、墳丘南側部分は「溜池」(→「池沼」→「畑」と変遷していることが分かる。なお、聞き取りによれば、大正期に溜池は埋め立てられ、その後水田になったとのことである。)
- ・昭和22年・空中写真(13頁写真)によると、この段階で古墳の東側を南北に通る里道が見られる。
- ・昭和31年・墳丘部分の3筆(中恵土字野中1990番1、1990番2、1990番3)が国史跡に指定される。(図7)

写真3 昭和31年頃の  
長塚古墳の風景(南より)



- ・昭和35年・名古屋大学が墳丘測量調査を行う(図4)。当時は、「古墳時代中期の前方後円墳であり、全長81m、後円部径46m、高さ8.3m、前方部幅31m、高さ5.9m。古墳の周囲に濠をめぐらし、古墳の東北にその一部を残している」と評価されている。昭和30年代には長塚古墳南東側の水田が埋め立てられる。標柱、告知板、境界コンクリート柱、注意書看板の設置を行う。

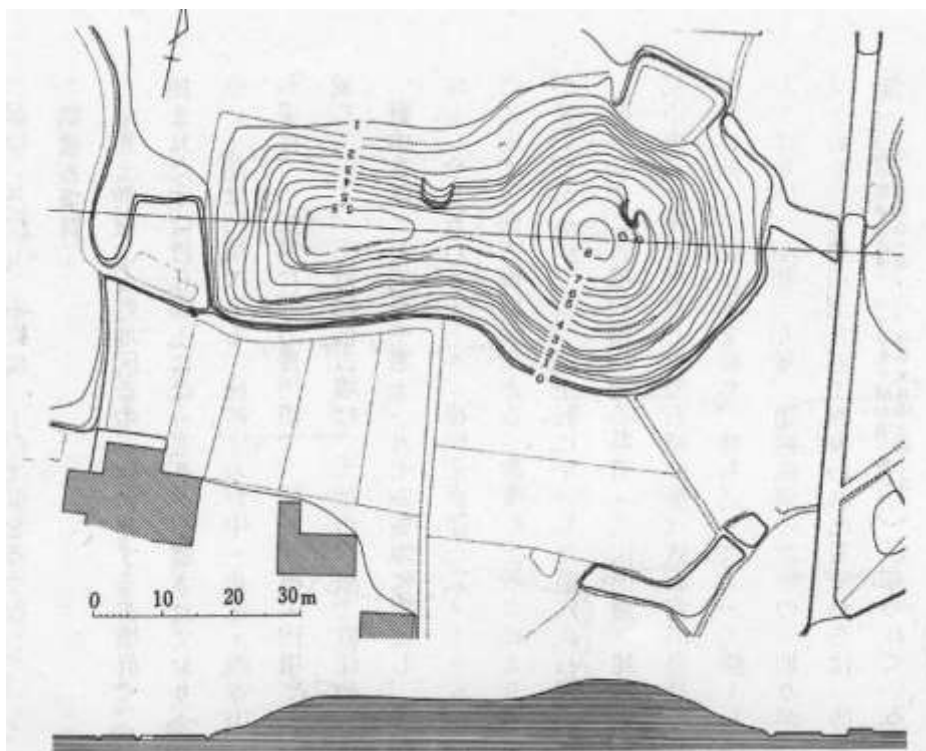


図4 昭和35年測量図(『岐阜県史』より転載)

- ・昭和 45 年・古墳北側に工場が建設される。
- ・昭和 54 年・後円部の南側に民家兼工場が建設される。
- ・昭和 61 年・可児市教育委員会が再測量調査を行う（図 5）。測量成果を元に、墳長 80m、後円部径 42m、同高さ 8m、前方部幅 28m、長さ 39m、同高さ 5.7m、くびれ部幅 26m を測る二段築成の前方後円墳で、幅 25m の周溝が巡ると、規模などが訂正された。



図 5 昭和 61 年測量図（可児市教育委員会作成）

- ・昭和 62 年・解説板の板面の交換を行う。
- ・平成 6 年・長塚古墳整備計画が持ちあがる。
- ・平成 7 年・第 1 次発掘調査を実施する（図 6 1-1T～3T）。第 1 次調査は、墳丘構造と外表施設の有無、墳丘と周溝の範囲確認を目的として行われる。その結果、葺石や埴輪はなく、南側の周溝は後世の改変があることが判明した。
- ・平成 8 年・長塚古墳整備委員会を設置し、発掘調査の検討に入る。平成 8～10 年度の 2 次調査は、京都大学考古学研究室の協力を得て実施した。第 2 次調査の目的は、①第 1 次調査で確認しきれなかった墳丘の形態、盛土の構築方法を確認し、墳丘の正確な規模を復元すること（図 6 2-1T～7T・9T）、②周溝の範囲の確認（図 6 2-8T・10T）、③埋葬施設の形態を確認すること（図 6 2-11T）の 3 点である。調査の結果、墳丘構造は二段築成で、全長 72.0m、後円部径 38.4m、同高さ 6.9m、くびれ部幅 18.5m、前方部長 35.8m、同幅 28.5m、同高さ 4.7m を測ることが判明した。また、周溝は水を湛えるようなものではなく、周囲に盾形にめぐらした幅で浅いものであったと推定された。埋葬施設は、後円部の中心に墓壇を掘って粘土槨を構築している。奈良国立文化財研究所の地中探査により、粘土槨の長さは約 7m と推定できた。また、築造時期は、古墳時代前期後半（廻間Ⅲ式新段階～松河戸Ⅰ式古段階）の間であると判明した。

第 1、2 次調査の成果をまとめた『長塚古墳 発掘調査概要報告書』を刊行した。

- ・平成 9 年・第 3 次調査は、①後円部墓壇西端の状況確認（図 6 3-1T）、②探査結果に基づく前方部埋葬施設の存否の確認（図 6 3-2T）、③周溝東及び南東部分の範囲の確認（図 6 3-3T・

4T) の 3 点を目的に行った。調査の結果、①後円部西端の状況確認では、墓壙は西側では閉じず、前方部に向かって幅を狭めて墓道のように続く羽子板形をしており、墓壙通路を持つことが判明した。墓壙底面では、南壁に沿って川原石が詰められた排水溝を検出した。粘土槨の全長は 7.2m であり、粘土表面に杵状の道具で叩きしめたと考えられる多数の丸いくぼみも検出した。②前方部では、墳丘主軸方向に並行し、東西 7m、南北 4.5m の墓壙を持つ木棺直葬の埋葬施設を確認した。そこから捩文鏡、石釧、管玉、ガラス玉が出土した。③周溝の範囲は確認できなかった。また、史跡指定地 3 筆（中恵土字野中 1990 番 1、1990 番 2、1990 番 3）の公有化を行った。

野中古墳の第 1 次調査は、墳丘崩壊部分の擁壁工事に伴う緊急調査も兼ねて実施した。墳丘部のトレンチで、二段に葺かれた川原石による葺石を検出した。

第 2 次調査は、外表施設の確認と墳形及び墳丘の規模の確認が目的であり、墳丘裾及び葺石を検出し、全長約 62m を測る前方後円墳と判明した。

- ・平成 10 年・野中古墳の第 3 次調査を実施。後円部東端の確認を行う。明確な墳丘端と考えられるものは検出できなかったが、外側斜面に河原石を敷く溝を検出した。

西寺山古墳の第 1 次調査は、墳形や規模、外表施設の確認のために実施した。調査の結果、野中古墳と同様に良好な葺石を検出し、前方部前端も良好な状態で検出できた。墳長は約 60m で、二段築成の前方後円墳であることが確定した。赤彩された多量の二重口縁壺形埴輪や数点の高杯、壺などの土師器が出土し、築造年代が長塚古墳よりも若干先行することが明らかとなった。

- ・平成 11 年・平成 7～10 年度に実施した調査成果を、『前波の三ツ塚』にまとめ刊行する。
- ・平成 13 年・長塚古墳の指定地外の南側道路部分に下水道を敷設する。
- ・平成 15 年・調査成果を踏まえ、周溝部分を含む 4 筆（中恵土字野中 18 番 4、23 番 3、25 番、26 番 2）が史跡に追加指定される。(図 9)

- ・平成 16 年・西寺山古墳に隣接する弘福寺本堂の建て替えのため、事前に試掘・発掘調査を行う。盛土は削平されていたが、葺石下部の川原石積みや二重口縁壺形埴輪、周溝の掘り残しによる陸橋も検出された。

長塚古墳と北側の工場の境に設置してあったフェンスを撤去し、新たに管理用のフェンス設置を行う。

- ・平成 17 年・長塚古墳南側の指定地外部分に周溝の痕跡がないかを確かめるために、試掘調査を実施（第 4 次調査）。後世の溜池による改変により遺構や当時の堆積層を確認することはできなかった。また、平成 15 年に追加指定を受けた 4 筆（中恵土字野中 18 番 4、23 番 3、25 番、26 番 2）を公有化する。
- ・平成 19 年・整備範囲として周辺土地の 2 筆（中恵土字野中 24 番 3、中恵土字寺廻 1950 番）を公有化する。公有化した前方部南側の整備に向けて中恵土 24 番 3 を農地転用し、道路面高に合わせて 5～50cm 程度の山砂を入れる。

長塚古墳の指定地外の隣接地において、排水路及び集水柵土留壁としてブロック積を施工するため、工事立会を行う。遺構・遺物は確認されなかった

- ・平成 21 年・整備範囲として周辺土地の 2 筆（中恵土字野中 22 番 2、中恵土字野中 23 番 1）を公有化する（可児市土地開発公社による先行取得の買い戻し）。
- ・平成 26 年・既存解説板を切断撤去し、指定地外に解説板を新設する。

- ・平成 27 年・指定地外に、防犯灯及び電線支柱の設置を 3 カ所行う。指定地外に注意喚起看板を 4 本設置する。昭和 34 年に設置された境界標柱 70 本は、除草等の管理上、あるいは現在の指定範囲と異なるため、除去する。
- ・平成 28・29 年・保存活用計画の策定。

近代	字絵図では前方後円形。近代前期、墳丘南側は溜池利用されていたが、その後に埋め立てられ、畑(もしくは田)となる。
昭和 31 年	墳丘部分の 3 筆(中恵土野中 1990 番 1、1990 番 2、1990 番 3)を国史跡に指定。
昭和 35 年	名古屋大学が墳丘測量調査を行い、全長 81m、古墳時代中期の前方後円墳とされる。標柱、告知板、境界標柱、注意書看板の設置。(現状変更)
昭和 30 年代	古墳東側の水田が埋め立てられる。北側竹やぶの土取りの際に「和鏡」が出土したという。(西寺山古墳にも同様の伝承あり)
昭和 45 年	北側に工場が建設される。
昭和 54 年	後円部の南側に宅地が造成される。
昭和 61 年	可児市教育委員会が再測量調査を行い、規模が訂正される。
昭和 62 年	解説板の貼り替えを行う。
平成 6 年	長塚古墳整備計画が持ちあがる。
平成 7 年	<b>長塚古墳の第 1 次発掘調査を実施し、葦石と埴輪がないことが判明。(現状変更)</b>
平成 8 年	長塚古墳整備委員会を設置。 <b>長塚古墳の第 2 次発掘調査を実施。(現状変更)</b> 〈調査結果〉・墳丘構造は二段築成で、全長 72m を測り周溝を伴うことが判明。 ・埋葬施設は、後円部の中心に墓壇を掘って約 7m の粘土柳を構築している。 ・築造時期は古墳時代前期後半(廻間Ⅲ式新段階～松河戸Ⅰ式古段階)の間であると判明。 第 1、2 次調査の成果をまとめた『長塚古墳 発掘調査概要報告書』を刊行。
平成 9 年	<b>長塚古墳の第 3 次発掘調査を実施。(現状変更)</b> 〈調査結果〉・後円部の墓壇は羽子板状で通路を持つ。底面では排水溝を検出した。 ・粘土柳の表面に叩きしめた多数の丸いくぼみを検出した。 ・前方部には墳丘主軸方向に並行する木棺直葬の埋葬施設を確認。振文鏡、石釧、管玉、ガラス玉が出土した。 史跡指定地 3 筆(中恵土野中 1990 番 1、1990 番 2、1990 番 3)を公有地化。 <b>野中古墳の第 1 次発掘調査を実施し、川原石による葦石を検出。(文化財保護法第 57 条の 2)</b> <b>野中古墳の第 2 次発掘調査を実施し、全長 62m で二段築成の前方後円墳と判明。(文化財保護法第 58 条の 2)</b>
平成 10 年	<b>野中古墳の第 3 次発掘調査を実施し、後円部の東端の確認を行う。(文化財保護法第 58 条の 2)</b> <b>西寺山古墳の第 1 次発掘調査を実施。(文化財保護法第 58 条の 2)</b> 〈調査結果〉・墳長は約 60m で、葦石を有する二段築成の前方後円墳であることが判明した。 ・出土遺物から、築造年代が長塚古墳よりも若干先行することが明らかとなった。
平成 11 年	平成 7～10 年度に実施した調査の成果をまとめた『前波の三ツ塚』を刊行。
平成 13 年	長塚古墳の指定地外の南側道路部分に下水道を敷設する。(文化財保護法 57 条の 3)
平成 15 年	周溝部分を含む 4 筆(中恵土野中 18 番 4、23 番 3、25 番、26 番 2)を追加指定。
平成 16 年	<b>長塚古墳南側周溝部分の第 4 次発掘調査を実施したが、遺構は確認されなかった。(文化財保護法第 57 条の 3)</b> ・追加指定を受けた 4 筆(中恵土野中 18 番 4、23 番 3、25 番、26 番 2)を公有地化。 ・長塚古墳と北側の工場の境に設置してあるフェンスを撤去し、新たに管理用のフェンスを設置。(現状変更) ・西寺山古墳に隣接する弘福寺本堂の建て替えのため、試掘・発掘調査を実施し、葦石や遺物を確認。(文化財保護法第 58 条の 2)
平成 18 年	公有地化した前方部南側の整備を行う。(文化財保護法第 94 条) 整備範囲として 2 筆(中恵土野中 24 番 3、中恵土野中 1950 番)を公有地化。
平成 19 年	長塚古墳の指定地外の隣接地において排水路及び集水粘土留壁としてブロック積を施工するための工事立会。遺構・遺物は確認されなかった(文化財保護法 93 条)
平成 21 年	整備範囲として 2 筆(中恵土野中 22 番 2、中恵土野中 23 番 1)を公有地化。
平成 26 年	既存解説板を切断撤去し、指定地外に解説板を新設。(文化財保護法第 94 条)
平成 27 年	指定地外に防犯灯及び電線支柱、注意喚起看板の設置。(文化財保護法第 94 条) 昭和 34 年に設置された境界標柱を 70 本を除去する。(現状変更)
平成 28・29 年	保存活用計画の策定。

表 1 長塚古墳及び「前波の三ツ塚」経緯



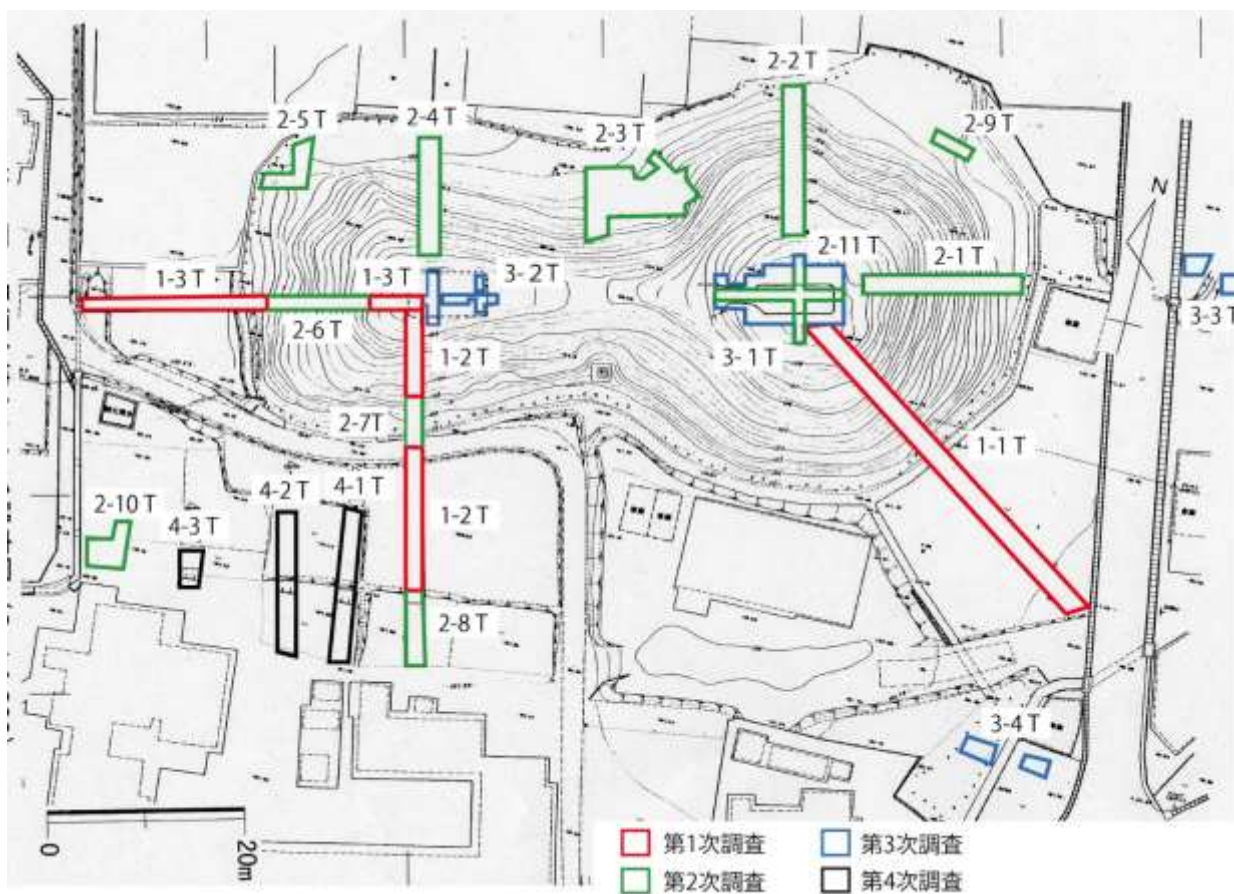


图6 長塚古墳調査箇所



图7 長塚古墳、野中古墳付近字絵図（元図は明治7~22年作成）



図 8 西寺山古墳付近字絵図（元図は明治 7～22 年作成）



写真 4 昭和 22 年の空中写真



写真 5 昭和 54 年の空中写真（後円部宅地造成直前）



写真 6 平成 14 年の空中写真



写真 7 平成 26 年の空中写真（後円部南側建物移転後）

## 第 2 節 史跡指定の状況

### (1) 昭和 31 年の指定

昭和 31 年文化財保護委員会告示第 20 号

文化財保護法（昭和 25 年）法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡として指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

昭和 31 年 5 月 15 日

文化財保護委員会 委員長 高橋 誠一郎

名称	長塚古墳（ながつかこふん）
所在地	岐阜県可児市中恵土字野中 1990 番 1、1990 番 2、1990 番 3
指定対象の面積	2218.65㎡

昭和 31 年 9 月 14 日 付け文化庁告示第 20 号により、史跡長塚古墳を管理すべき地方団体として可児町が指定された。

(2) 平成 15 年の追加指定と指定範囲

平成 15 年 8 月 27 日付け文部科学省告示第 141 号

文化財保護法（昭和 25 年）法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、史跡長塚古墳（昭和 31 年文化財保護委員会告示代 20 号）について、1 に掲げる地域を 2 によって追加指定します。

平成 15 年 8 月 27 日

文部科学大臣 遠山 敦子

1 所在地及び地域 岐阜県可児市中恵土字野中 18 番 4、23 番 3、25 番、26 番 2

2 (1) 追加指定理由

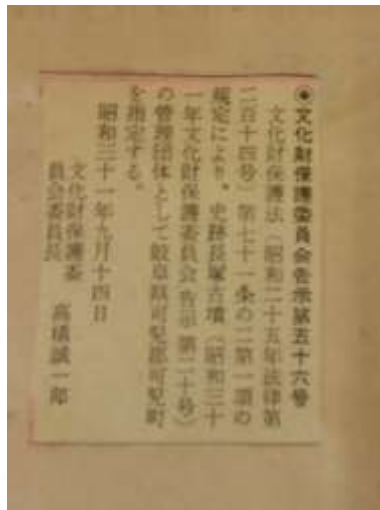
ア 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の一部による。

イ 説明 木曾川中流域に所在する、古墳時代前期の前方後円墳で、墳丘長 72m、周濠を含めた全長は 120m に達する。美濃地域の古墳時代の政治動向を知る上で重要である。今回、周濠部分で条件の整った部分を追加指定する。

◎文化財保護委員会告示第二十号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。  
昭和三十一年五月十五日 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

種別 名称 所在地 地域

同 長塚古墳 岐阜県可児郡可児町中恵土 一九九〇番ノ一から一九九〇番ノ三まで



○文部科学省告示第百四十一号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。  
平成十五年八月二十七日 文部科学大臣 遠山 敦子

上欄	欄	下欄	欄
名称	関係告示	所在地	地域
長塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第二十号	岐阜県可児市中恵土字野中	一八番四、二三番三、二五番二、二六番二



図9 追加指定意見具申時の提出図面

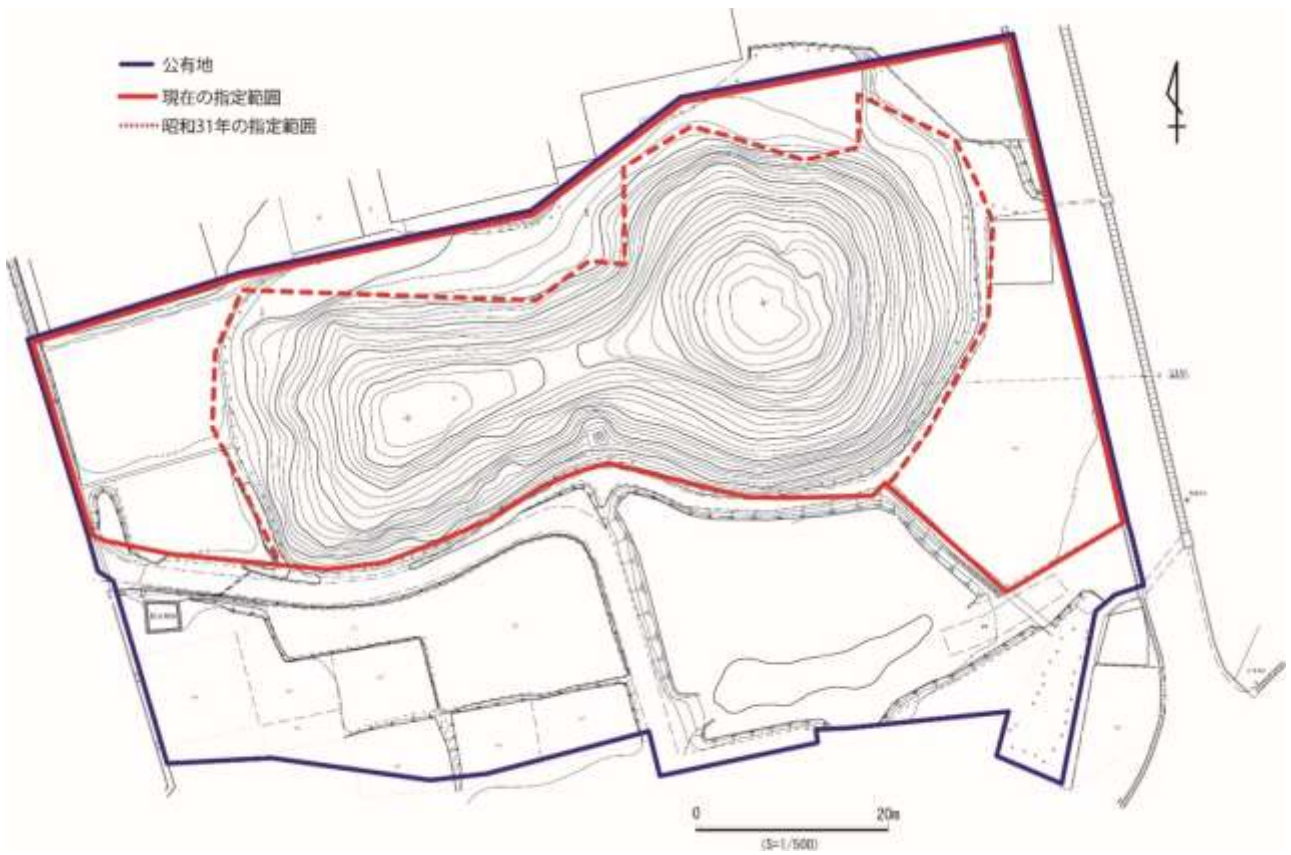


図10 指定範囲及び公有地化範囲地形測量図

(3) 長塚古墳関係の現在の公有地化の状況

指定地 (面積は実測値)

可児市中恵土字野中 1990 番 1	山林	739.55 m <sup>2</sup>
〃 字野中 1990 番 2	山林	739.55 m <sup>2</sup>
〃 字野中 1990 番 3	山林	739.55 m <sup>2</sup>
〃 字野中 18 番 4	宅地	713.49 m <sup>2</sup>
〃 字野中 23 番 3	畑	498.11 m <sup>2</sup>
〃 字野中 25 番	畑	159.59 m <sup>2</sup>
〃 字野中 26 番 2	山林	96.48 m <sup>2</sup>
合計 7 筆		3,686.32 m <sup>2</sup> (実測)

指定地外 (面積は実測値)

可児市中恵土字野中 22 番 2	宅地	22.46 m <sup>2</sup>
字野中 23 番 1	宅地	985.78 m <sup>2</sup>
字野中 24 番 3	畑	959.31 m <sup>2</sup>
字寺廻 1950 番	山林	77.00 m <sup>2</sup>



図 11 長塚古墳付近の字絵図

### 第3節 史跡の概要

長塚古墳は可児市の中央北部に位置し、市域北縁を西に流れる木曾川の中位段丘面、墳裾の標高 101m 付近に立地する古墳時代前期の前方後円墳である。

#### 古墳の形状

墳丘は基本的に旧地表の上に盛土を直接行っているが、墳丘裾については前方部西側を除いて、基本的には黄色ないし黄褐色の地山を削り出している。墳丘の裾の削り出しは周溝の掘削と一連の行為であり、掘削した土を盛土に用いている。盛土は黒褐色と黄褐色の性質の異なる 2 種の土を交互に用いて墳丘を築いている。墳丘の形態として明確なテラスを検出するには至らなかったが、標高 104.0m～104.2m 付近に第 1 段平坦面を有する二段築成の前方後円墳で、基底部分や造り出しをもたない形に復元できる。墳丘の残存状況は良好であるが、前方部を中心として南側裾は大きく傷んでいる。調査結果をもとに復元すると、全長 72.0m、後円部径 38.4m、同高さ 6.9m、くびれ部幅 18.5m、前方部長 35.8m、同幅 28.5m、同高さ 4.7m となる。

墳丘周囲には盾形の周溝を巡らしていたことが、昔の字絵図や航空写真、現在の地形測量図や地勢から推測できる。ただ、周囲として南側は過去に溜池となっており、東側は道路、北側は工場であるため、調査では前方部西側でのみ周溝の立ち上りが確認されたのみで、周溝の明確な規模は判明していない。字絵図等から鑑みると、周溝の規模は東西約 120m、南北約 56m と復元できる。葺石、埴輪等の外表施設は確認されていない。



図 12 長塚古墳測量図（平成 29 年 測量修正）

#### 埋葬施設

埋葬施設は、後円部頂と前方部頂にそれぞれ 1 基ずつ確認されているが、前後関係は明確ではない。

後円部頂で確認された施設は、前方部方向に開口し、通路状部分を有する羽子板形の墓壇の中に構築された粘土槨である。その規模は、長さ 7.4m、最大幅は 2.0m を測る。墓壇は墳頂から掘りこまれ、開口部の底面には西側に抜ける排水溝が設けられている。墓壇の通路状部分は、掘削に伴う土の搬出路や、棺を搬入・安置するための墓道として、また、安置後にこれを被覆する粘土槨の構築作業のためとしても機能したと推定される。葬送の終了時には、墓壇共々この通路は埋め戻され、後円部頂へ登る斜道が



造作されるが、埋め戻しの前に、石による閉塞行為も行なわれていた。墓壙内埋土から出土した土器型式は、廻間Ⅲ式新段階～松河戸Ⅰ式古段階に該当し、後円部における埋葬行為の時期を示すと考えられる。

粘土槨は限定的な調査のみであるが、保存状態は極めて良好で、堅杵のようなもので突き固められており、その痕跡が表面に生々しく検出されている。また、墓壙内には写真 9 に見られるように柱穴が 2 か所検出された。



写真 8 後円部主体部



写真 9 後円部粘土槨



写真 10 出土土師器

前方部では木棺直葬の主体部が見つかった。墓壙は古墳の主軸に平行して、深さ約 1.3m、上面の長さ 7.2m、同幅 4.8m を測り、平面形態はほぼ長方形を呈する。棺は、底面の断面が U 字形であることから割竹形か船形を呈するものと考えられ、規模は長さ 4.9m、幅 0.6m に復元できる。

トレンチ内の棺床推定レベルではほぼ全面に赤色顔料が認められ、主体部中心寄りの位置から青銅製 揷文鏡 1 面、緑色凝灰岩製石釧 1 点、同製と碧玉製管玉 16 個、琥珀製丸玉 35 個、ガラス製小玉 578 個が出土した。

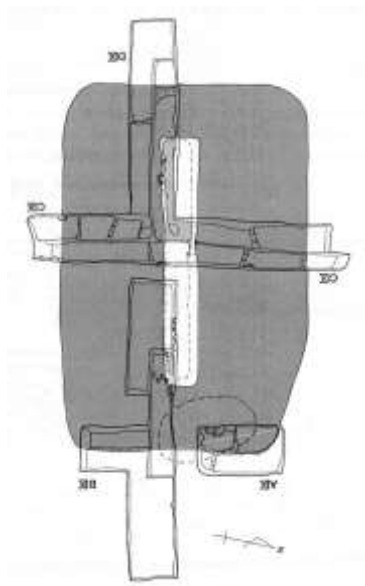


図 13 前方部主体部平面図



写真 11 前方部主体部の調査



写真 12 前方部主体部出土遺物

## 第4節 西寺山古墳、野中古墳

### 西寺山古墳

西寺山古墳は、可児川の沖積地を意識した立地をしており、長塚古墳の南に位置する。近世に、同じ中恵土地区にある子守神社境内にあった薬師如来が墳頂に移されているが、このときすでに前方部は削られていたようである。『可児町郷土史』によると、刊行された昭和35年には「寺山古墳」と呼ばれていたようで、近接する弘福寺が名前の由来になったと思われる。昭和31年には市の史跡に指定されている。

県道122号及び21号線工事のため、過去に古墳の前方などを土砂採取している。後方部の一部も昭和初期の宅地造成により改変されている。この宅地造成の際に鏡が出土したと伝わっており、それが南山大学の所蔵する三角縁三神五獣鏡である可能性も指摘されている。しかし、これを否定する説もある。

昭和59年(1984)に可児市教育委員会が実施した測量調査で前方後方形が確認され、平成10年(1998)と平成16・17年(2004・2005)には寺院本道の建て替えに伴い発掘調査を行っている。

平成10年の発掘調査では、葺石を有する二段築成の前方後方墳であることが確認された。元の規模は墳長60mを測り、前方部長26m、後方部長34mに復元できる。墳丘は、地山の削り出しに盛土を加え、内部に厚く施された裏込め石と、外面を長手に積む葺石により形づくられている。裏込めも含め、葺石はすべて川原石が用いられている。埋蔵施設は調査により確認されていないが、レーダー探査では、後方部頂で竪穴式石槨の存在をうかがわせる反応が見られた。平成16・17年度の調査では、通路の可能性が高い陸橋部が検出された他、中世墓と考えられる石組遺構が検出された。陸橋部は、平成10年度の調査でも前方部先端中央で見つかっている。

二度の調査で出土した遺物では、二重口縁壺形埴輪が挙げられる。二重口縁壺形埴輪は焼成する前に底部を穿孔して仮器化し、ベンガラが塗られている。この埴輪の破片は、特に前方部前面とくびれ部の調査区から多量に出土している。これらは、出土状況から墳頂部に樹立されていたものが転落したものとみられる。壺形埴輪の編年観は古墳時代前期中頃から後半を示すが、葺石の構築方法には、埴輪の年代よりやや時期が遡る様相がある。



写真13 くびれ部分の葺石



写真14 二重口縁壺形埴輪 (口縁～肩部)

## 野中古墳

野中古墳は、昭和 35 年（1960）刊行の『可児町郷土史』によると、「石室が普通古墳の如く大石で囲むことなく、普通の青石と称する石の割つたのを石垣の如く周囲に積み重ねてあつた。石室は幅二尺五寸高さ三尺五寸長さ七尺位にて箱式にて外部粘土土で叩き六枚の天井石で覆つて内部の死体は朱粉で包んだと思はれる、棺は石棺でなく凡そ木棺に屍体をおさめ（中略）この石室から、刀剣八振を出土した。更に昭和十九年一月道路拡張工事の土砂採掘で、前記石室のやや西寄から、石室を発見し七枚の天井石にて覆はれた前期同様の割石の石室であつた（中略）発見の石室から、三角縁三神獣帯鏡を（直径七寸）腐つて三ツに割れているが鏡の原型を見るに充分であつた」とあり、県道工事のため土砂の採取が行われ、2 基の竪穴式石槨を備えていたことが分かる。

昭和 57 年（1982）に可児市教育委員会が測量調査をし、平成 9・10 年（1997・1998）には部分的な発掘調査が実施されている。調査成果によれば、葺石が施された前方後円墳で、墳丘には狭い周溝が巡る。推定される規模は墳長 62m 程度と見られ、後円部径は約 38m である。墳端を示す基底石の外側は平らであり、幅 3m 程度の帯状の範囲に小礫が敷き詰められている。このような礫敷きの基壇を備える前方後円墳は特異である。現地には天井石と思われる石材が見られる。

遺物には鉄剣と鏡が知られるが、それ以外には知られておらず、埴輪は樹立されていなかったと想定される。出土した鏡は三角縁三神三獣鏡であり、絹の布に包まれて副葬されていたと思われる。同範（型）鏡として、大阪府紫金山古墳や大分県免ヶ平古墳からの出土鏡など、9 面が知られている。

葺石の状況や竪穴式石槨、鏡などから西寺山古墳より若干新しい築造が推定される。



上： 写真 15 野中古墳出土三角縁三神三獣鏡

左： 写真 16 葺石検出状況

### 第3章 長塚古墳をとりまく環境

#### 第1節 地理的・社会的環境



図 14 可児市の位置図

岐阜県中南部に位置する可児市は、名古屋市や岐阜市から 30km 圏内にある。北部はおおむね平坦で、従来からある集落が発展した市街地が形成されており、南部は県下最大級の工業団地や住宅団地、ゴルフ場が点在する丘陵地となっている。また、市の北端部には日本ラインとして名高い木曾川、中央部には東西に可児川が流れており、豊かな自然環境に抱かれている。

明治以降は製糸業の導入とともに発展し、昭和 30 年に可児郡西部の 7 か町村が合併し可児町が誕生した。昭和 40 年代後半に入ると、名古屋都市圏のベッドタウンとしての宅地開発が進んだことにより人口が急増し、昭和 57 年 4 月 1 日、全国 650 番目の市として市制を施行した。平成 17 年 5 月 1 日には兼山町と合併して人口も 10 万人を超え、可茂地域或いは東美濃地域の拠点都市として発展している。

地目	田	畑	宅地	山林	ゴルフ場	その他
割合	8.2%	4.6%	18.1%	25.1%	8.3%	35.7%

表 2 可児市土地利用状況（平成 28 年 1 月 1 日現在 土地に関する概要調書より）

#### 第2節 自然環境と植生

##### <地形>

可児市は、美濃加茂市・坂祝町・川辺町・八百津町に広がる盆地上の地形の一角にある。市内では、木曾川左岸や可児川、久々利川の流域沿いなどに沖積地や段丘上に平地がみられる。標高は、一番低い地点が市北西部木曾川の市内最下流地点の 44m であり、一番高い地点が市東部の浅間山山頂 372m である。

市域の北縁には木曾川が流れており、東から西にほぼ横断する可児川は市の北西部で木曾川に合流している。木曾川と可児川に挟まれた地域では、河岸段丘独特の地形が見られる。

可児市の約 3 分の 2 は山地であるが、標高が 300m を超えるのは市東部の浅間山（372m）と西部の鳩吹山（313m）付近のみであり、大部分は 150m から 200m の平坦でなだらかな丘陵地となっている。

### <地質>

可児・美濃加茂盆地を中心とする地域は、美濃帯中生層を基盤として、新第三紀の瑞浪層群、瀬戸層群、第四紀の段丘堆積物などの堆積物が覆って分布している。美濃帯中生層は約2億年前の中生代に海底に堆積してできたもので、チャートと砂岩、泥岩の互層となっており、市内においては主にチャート層が見られる。木曽川と可児川に挟まれた地域の河岸段丘は、主にくさり礫からなる高位段丘、木曽谷層や木曽川泥流堆積物からなる中位段丘、礫層と砂層からなる低位段丘に分けられる。

また、市東部に分布する中村層には褐炭（亜炭）層が挟まれており、昭和30年代までは盛んに採掘されていた。

### <気候>

温和な表日本型気候（東海気候区型）で1979～2000年の年平均気温は14.4℃、年間降水量は1444.6mmと全国平均並で、積雪はまれである。

### <植生>

多様な山林植生を形成する丘陵地の多くが住宅団地・工業団地・ゴルフ場等として開発され、植生が単調になりつつある。

現在市全域で見られる自然林は、丘陵尾根部のアカマツ林、丘陵地全域に広がるコナラ林、集落周辺に点在する竹林が大部分である。

市内東部の土岐砂礫層によって形成された丘陵地には、層間浸透水による小規模な湿地が各所にあり、モウセンゴケ等の湿地性植物が見られる。

特筆すべき植物としては、国の天然記念物に指定されているサクライソウ、伊勢湾を取り囲むように分布する植物の一群である「周伊勢湾要素植物」のミカワバイケイソウ、シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴ（いずれも市指定天然記念物）等があげられる。

## 第3節 歴史的環境

### <原始>

旧石器時代の遺跡は、過去の調査で層序的に検出された例はないが、遺物は確認されている。縄文時代は、中期である宮之脇遺跡（1）〔以下（数字）は図15の番号を指す〕、北裏遺跡（2）は大規模であるが、それ以外は小規模なものが多い。宮之脇遺跡では中期後半の竪穴住居跡が24軒確認され、埋甕も含め出土した土器は美濃地方の中期後半の指標となっている。北裏遺跡は、晩期の合口甕棺、炉跡、石組遺構が検出されている。

弥生時代の遺跡は断片的な調査しか行われておらず、未調査、未発見の遺跡も多いと想定される。徳野遺跡（3）、柿田遺跡（4）で集落跡・水田跡が確認されているほか、桐野1号弥生墳丘墓（5）や金ヶ崎弥生墳丘墓群（6）など、弥生時代終末期の墳墓も見られる。集落や墳墓以外では、久々利地区では突線鈕近畿式銅鐸（県指定文化財）が出土している。

古墳時代では、国史跡長塚古墳をはじめ400基以上の古墳があったとされる。前期は広見及び中恵土地区に前方後円墳、前方後方墳、円墳が見られる。確実に中期に該当する古墳は現在確認されていないが、滅失した前方後円墳である川合狐塚古墳がその可能性がある。後期になると市内に広く展開し、川合や土田、大森地区に円墳が多く見られる。また、久々利川水系である大森、羽崎、久々利地区には凝灰質砂岩を掘って造られる横穴墓が展開する。首長墓である大型方墳は、川合の次郎兵衛塚一号墳に続

いて広見に熊野古墳が造られる。

集落は宮之脇遺跡、柿田遺跡、徳野遺跡などがあり、宮之脇遺跡では製塩土器も出土している。柿田遺跡では水田跡が検出され、自然流路の中に堰や堤防、護岸施設が造られている。

#### <古代・中世>

本市に関連する文字資料は、奈良県飛鳥池遺跡で出土した木簡が初出である。天武天皇 6 年（677）のものとして推定され、「加尔評久々利五十戸人」の記載がある。『日本書紀』には、景行天皇が美濃の「くくりのみや」に行幸したという記述があり、その舞台に比定される可児市久々利は、木簡の記載からも確認される本市最古の地名である。

古代の可児郡内には、都と諸国府を結ぶ幹線道路である東山道が通っており、『倭名類聚抄』によると、可児郡には可児、郡家、日理、大井、矢集、池田、駅家の七郷が書き上げられている。このうち郡家郷は現在の御嵩町顔戸付近とされ、未発見ではあるが郡衙の推定地となっている。市内では古代の寺院跡と考えられる遺跡は、これまでのところ確認されていないが、隣接する御嵩町では、願興寺廃寺、伏見廃寺、送木廃寺の三カ所が古代寺院跡として確認されている。

一方、市内寺院には多くの平安仏があり、特に薬王寺（東帷子）に安置されている丈六の木造薬師如来坐像（県指定文化財）は、一木造から寄木造に変遷する過渡期につくられた彫刻史上において貴重なものと評価されている。

中世においては、市域に存在した明知、帷、荏戸、久々利、大井戸などの荘園・公領に関する資料が確認されている。集落遺跡としては、宮之脇遺跡（1）の他、柿田遺跡（4）や顔戸南遺跡（7）があり、この時代の館を中心とする集落跡や水田跡、木組みを基礎とした用水路の護岸施設が検出されている。

また、生産遺跡では、市内南部の丘陵地に平安時代から鎌倉時代に灰釉陶器や山茶碗が焼かれた窯跡が数多く確認されている。

南北朝時代から戦国時代にかけては、美濃金山城跡（8）や久々利城跡（9）をはじめとする城が市内各地に築かれ、その多くが残っている。また、久々利の大萱古窯跡群（10）や大平古窯跡群（11）では、安土桃山時代から近世初頭にかけて黄瀬戸・瀬戸黒・志野・織部といった焼き物が焼かれ、一部の窯跡では調査が進みつつある。

その他の生産遺跡としては、鋳物師集団の集落跡とされる金屋遺跡（12）があり、この集団が製作し現在も残る鱧口や梵鐘から、16 世紀初めの永正年間から 17 世紀初めの元和年間までの、およそ 100 年間、いわゆる「金屋の鋳物師」が活発に活動していたものと考えられる。

#### <近世以後>

近世の可児市域（旧可児郡）には 55 か村あり、それらは幕府領・尾張藩領・旗本領に分かれ、なかには相給とよばれる、一つの村に対して複数の領主が混在する地域もあった。近世初期には徳野藩の平岡氏、幕領の筆頭代官として岡田将監善同が市内に陣屋を構え、久々利には尾張藩家臣であり幕府代官でもある二重封臣関係を有した千村氏が陣屋を構えるなどもした。

また、江戸時代の交通、運輸は、江戸と京都を結んだ五街道のひとつである中山道と木曾川の水運を軸とし、主要道路はそれらとつながっていた。中山道につながる主要道路としては、土岐郡下から、野市場湊などの川湊を結んでいた多治見街道（今渡街道）、中山道を今渡地内から分岐し、土田・石原を経て尾張の善師野を通り名古屋と通じていた尾張藩の公路・木曾街道などがある。川湊としては、兼山湊、川合湊、野市場湊、大脇湊が挙げられる。

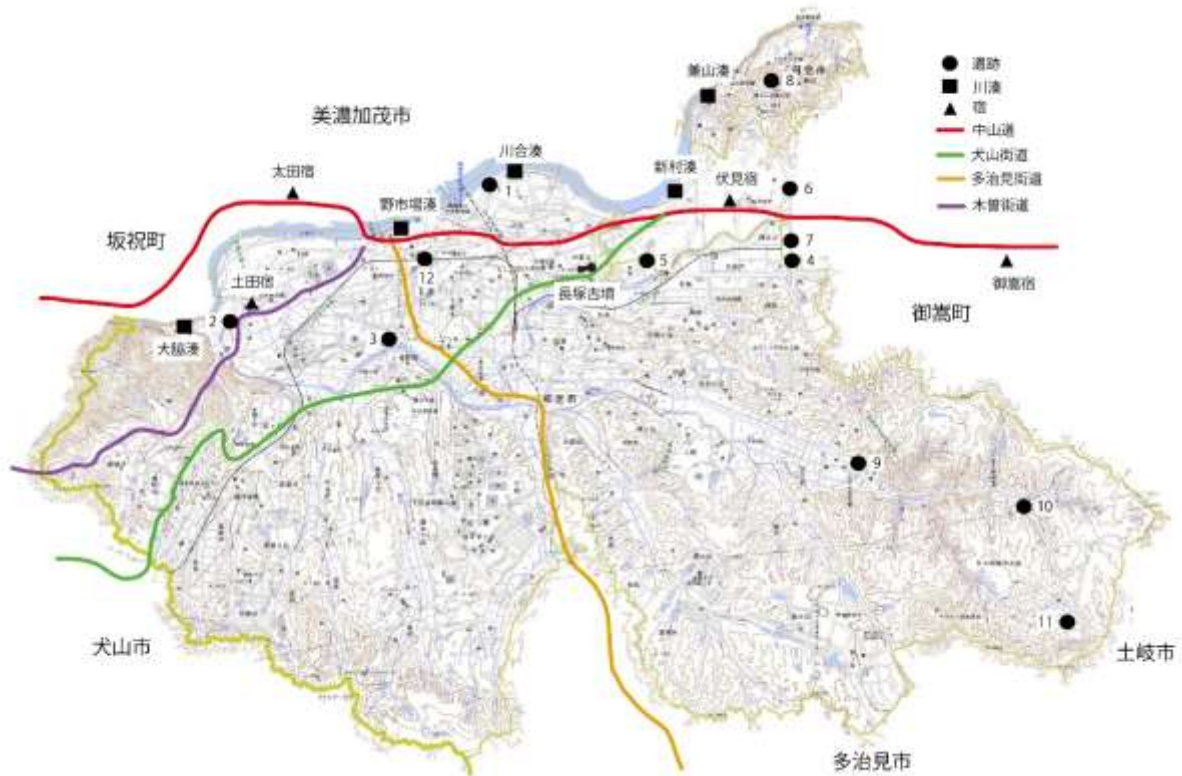


図 15 市域周辺の主要街道、川湊、遺跡分布等図（可児市都市計画基本図に加筆）

## 第 4 節 長塚古墳の位置付け

### (1) 木曾川左岸の前・中期古墳

犬山扇状地との関係も視野に、少し範囲を広げて木曾川左岸・東美濃地方一帯における当該期の古墳分布をみる。可児を含む東美濃地方においては、中期に位置づけ得る首長墳・前方後円（方）墳は知られておらず、前期の範囲内で収まるものとみられる。中期においては、さらに範囲を広げて前方後円墳の造営・首長権の動向を観察し、その中で可児の位置づけを行う必要がある。

木曾川左岸においては、前期における前方後円（方）墳は可児市中恵土の前波地区から御嵩町伏見地区にかけての、東西 2.5km 程の範囲に集中分布する一方、他の地区ではまったく見当たらない。この地区では、少なくとも 6 基の前方後円（方）墳が継続して造営される（伏見・前波古墳群）とともに、その周辺にはいくつもの大型円墳が造営されている。古墳時代前期の木曾川左岸において、地域経営の中核を成したのがこの地区であったことは明白である。

可児市と御嵩町以外では、瑞浪市戸狩にある荒神塚古墳が前期末～中期に遡る数少ない古墳である。荒神塚古墳は直径 42m を測る二段築成の円墳で、前方後円墳が築かれなかった土岐川水系にあってひととき目を引く。また、当該期の犬山扇状地地域では、長塚古墳を凌駕する前方後円墳の青塚古墳（墳長 123m、犬山市）などが造営されており、木曾川左岸グループの上位に当る首長グループがあった可能性がある。

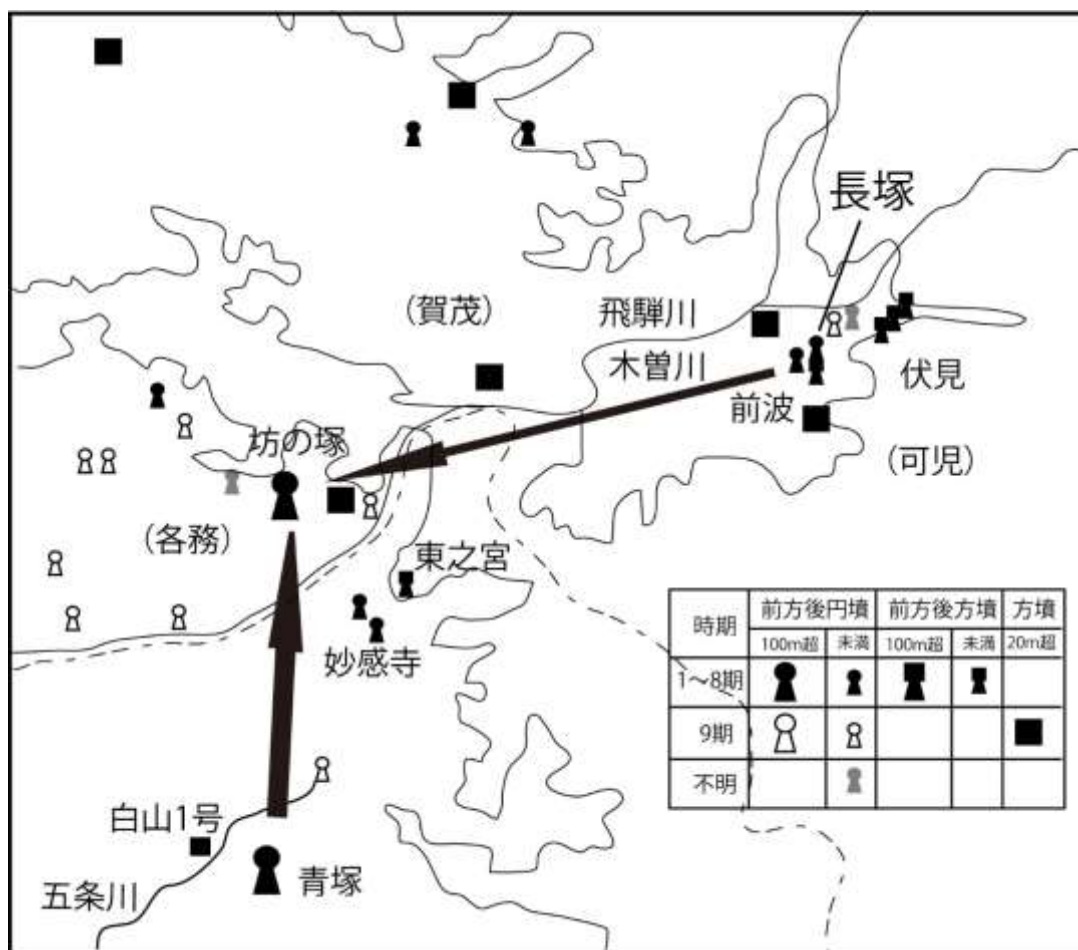


図 16 濃尾地方の首長墳の動向 (『可児市史第一巻』より一部改変)

## (2) 伏見・前波古墳群とその周辺

御嵩町に所在する伏見古墳群は高倉山古墳、東寺山1号墳、東寺山2号墳と前方後方墳3基の首長系列がたどれる(図18)。高倉山古墳は墳長41.5mで、後方部は一辺約24.5mの平面正方形を呈している。後方部の高さは約4m、前方部の高さは約1.2mであり、墳丘からは乱掘された様子は見られない。埋葬施設、出土遺物、段築や葺石の有無も確かなことは分かっていない。墳丘の示す特徴が養老町象鼻山1号墳と似通っており、可児地域最古の古墳に位置づけられている。高位段丘面に隣接して立地する東寺山1号墳は墳長41mを測り、粘土柳らしい埋葬部から奈良県柳本天神山古墳と同范型の仿製四神四獣鏡や銅鏃が出土しており、3期に位置付けられる。東寺山2号墳は墳長約58mを測り、二段築成で発達した前方部をもつことから4期に位置付けられる。3基ともに現存し、4期までに高倉山古墳→東寺山1号墳→東寺山2号墳と系列をたどることが出来、木曾川左岸地域における古墳文化の受容と始まりを考える上で重要な位置を占める。この群に属する古墳としては、3期ないし4期の伏見大塚1号墳は一辺30mを越える方墳であり、葺石と竪穴式石室の一部が確認されている。その他にも伏見大塚2号墳、権現山古墳などがある。数km東へ離れるが、御嵩町の中地区の中期に属する宝塚古墳は可児地域最大の円墳で直径約46mを測り、葺石を有する。天神森古墳は直径約20mの円墳で、玉類や直刀、五鈴鏡が出土している。御嵩地区でも中期と考えられる赤坂古墳が所在し、直刀、鉄鏃、盤龍鏡が見つかった。

前波古墳群(可児市中恵土の前波地区と上野地区)は、かつて16基で構成されたようであるが、現存するのは4基にとどまる。そのうち、前方後方墳である西寺山古墳(墳長60m)と、前方後円墳の野



中古墳（墳長約 62m）、そして同じく前方後円墳の長塚古墳（墳長 72m）は、古くから「前波の三ツ塚」とも呼ばれている。伏見古墳群にみる前方後方形一色の世界とは異なった組成である。

市内では、「前波の三ツ塚」周辺で前・中期に位置づけられる円墳もいくつか目にとまる（図 18）。東側の上野地内に、柿の木塚古墳（円墳、直径約 30m）が所在した。同地内では、候補として他に上野稲荷古墳（円墳、直径約 30m）も現存する。これらの古墳は、前波古墳群と伏見古墳群の中間辺りに位置している。また、前波古墳群に含まれる御妃塚古墳や銭塚古墳、道下古墳と呼ばれた古墳も、「前波の三ツ塚」から程近い所にあったというが、現存せず詳細は分からない。

前波地区の西に隣接する下恵土地内でも、清水経塚古墳（円墳、直径 20m 以上）が所在した。周溝内の遺物から、築造時期は前期末とみられる。これらの古墳は、「前波の三ツ塚」を東に西に取り巻くように位置している。

### (3) 前波の三ツ塚と身隠山古墳群

身隠山古墳群は、鏡や豊富な石製品を副葬した白山古墳に続き、鏡や豊富な玉類を副葬した御嶽古墳が築造されたと想定される（図 17）。併行関係においては、野中古墳の下位に白山古墳を、野中古墳に続く長塚古墳の下位に御嶽古墳を位置づければ、それぞれの首長の下で中核となる地区を任されたリーダー像がみえてくる。これまでに紹介した前・中期に属する大型の円墳等についても、前方後円(方)墳に埋葬された首長の領域におけるいくつかの地区割において、同様の被葬者像が考えられる。

段丘平坦面に立地する前波古墳群と、これを見下ろす南側の丘陵端部に立地する身隠山古墳群の選地状況の違いには注意が必要であるが、双方ともに現存し眺望も可能な現状や比較的詳細がつかめている状況は、前波古墳群の首長領域が統治された重層構造を考える上で重要な要素となる。

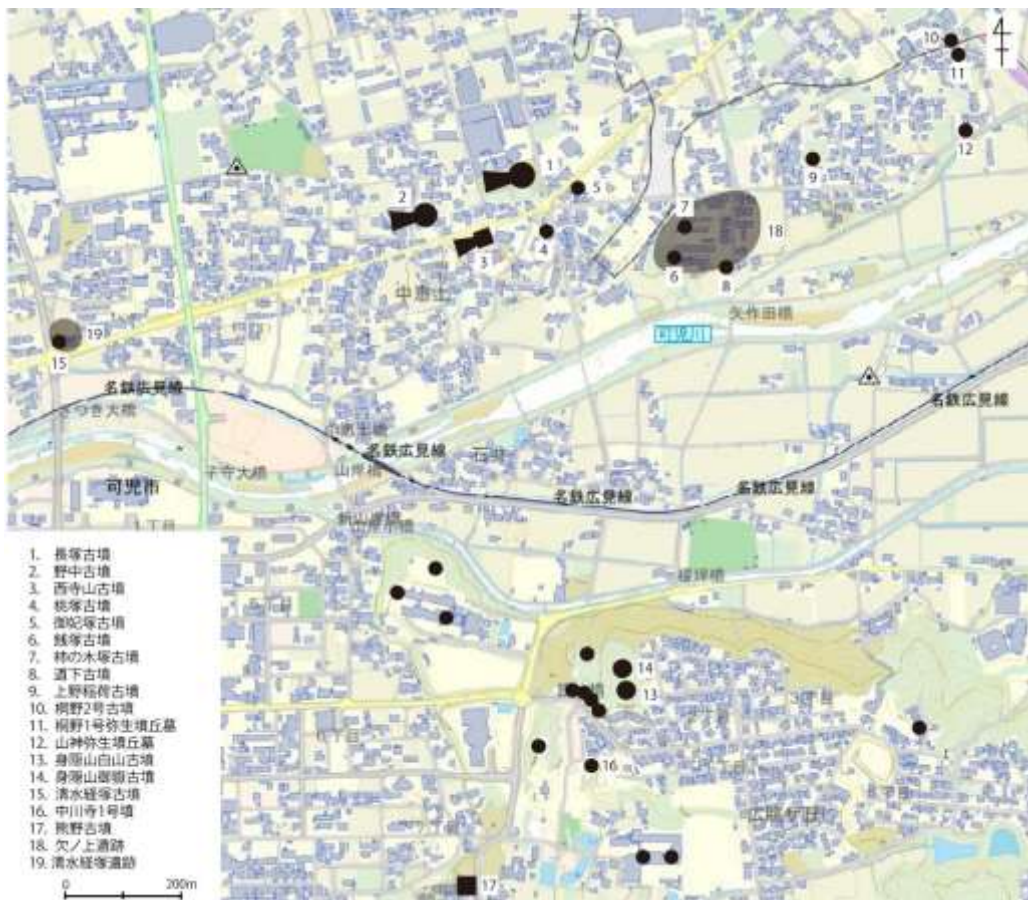


図 17 広見・中恵土地区の古墳分布（『可児市史第一巻』より）

#### (4) 長塚古墳の位置付け

長塚古墳が属する前波古墳群と伏見古墳群は、東西 2.5km 程度の帯状の範囲に分布しているが、微視的には二つの群としてとらえられる。首長墓が前方後方墳 3 基の伏見古墳群と、前方後方墳 1 基と前方後円墳 2 基からなる前波古墳群の解釈からは、木曾川左岸地域、とりわけ可児地域で、どのように古墳時代前期の首長権が展開したのかを推測することも可能となる。

古墳以前の弥生時代の墳墓として、神崎山古墳の下層から見つかった神崎山弥生墳丘墓、桐野 1 号弥生墳丘墓、御嵩町金ヶ崎墳墓群が挙げられる。神崎山弥生墳丘墓は、主体部から土器片と石包丁を再加工した製品が出土している。桐野 1 号弥生墳丘墓は墳形は不明だが、主体部から土器片のほか、ガラス玉、鉄剣が出土している。金ヶ崎墳墓群は弥生時代末から古墳時代初頭にかけての墳墓群で 5 号墓からは、勾玉や管玉、多孔銅鏃などが出土している。

これらの墳墓付近には集落として柿田遺跡や顔戸南遺跡などがあり、これらの集団の墓域であったと考えられる。しかし、高倉山古墳に至るまでにはまだ時間差がみられる。

伏見古墳群における築造順序は、高倉山古墳⇒東寺山 1 号墳⇒同 2 号墳と推定される。前波古墳群では、発掘調査の結果から西寺山古墳⇒野中古墳⇒長塚古墳の流れが妥当である。高倉山古墳を首長墳の初現とし、その後は並列する可能性が考えられている。そして、これらの二つの系列は長塚古墳被葬者の下で一元化されるものと考えられている。前方後方墳の築造は東寺山 2 号墳や西寺山古墳の造営をもって終わり、以後は前方後円墳である野中古墳や長塚古墳の造営へつながっていくのである。(可児市 2005)

野中古墳や長塚古墳の造営は、古墳時代前期後半におけるヤマト王権の地域経営、組織化の枠組みの中に、木曾川左岸地域がしっかりと位置づけられたことを示すものと考えられよう。そして、犬山扇状地に基盤を持つ犬山市の青塚古墳の被葬者は、長塚古墳被葬者のさらに上位にあたる首長に位置づけ得る可能性がある。

この場合、より広い木曾川左岸水系と土岐川水系を領域とする首長が、青塚古墳被葬者であることになる。

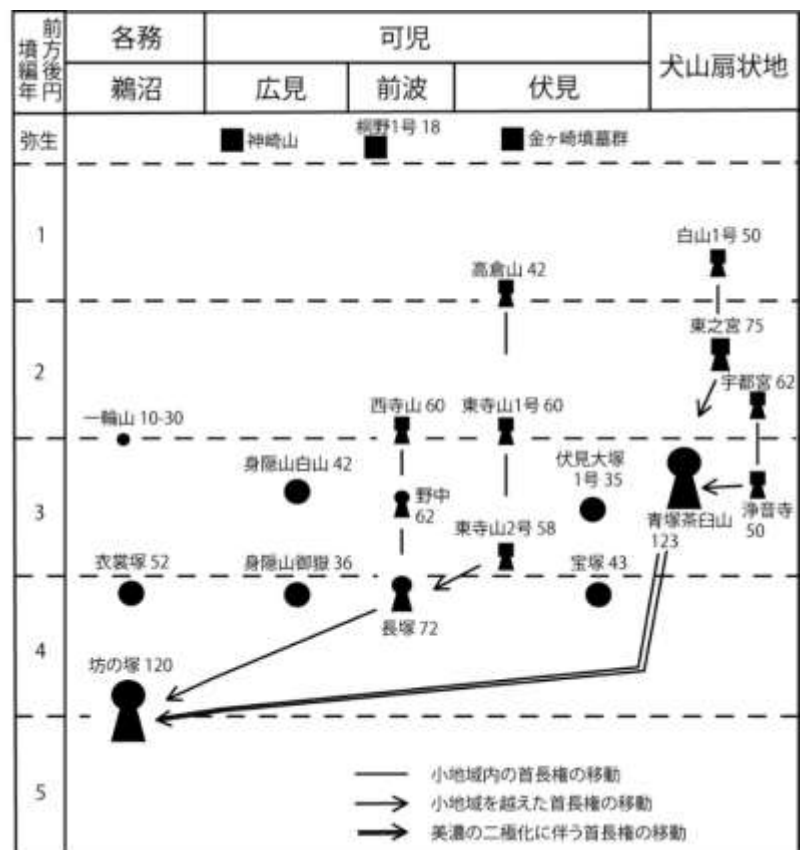


図 18 濃尾地方北部の主な古墳の動向  
(『可児市史第一巻』より一部改変)

## 第5節 長塚古墳を構成する要素

長塚古墳の構成要素としては、史跡指定地内において、本質的価値を構成する重要な諸要素や副次的な価値を構成する要素以外に、その他の要素として、植生や史跡の保護に有効な要素と有効ではない要素もある。指定地内（A地区）と指定地外公有化した地区（B地区）に分け、それらの構成要素を整理する。また、長塚古墳に関わる古墳等の遺跡を「史跡周辺地域の環境を構成する諸要素」とする。

地区 区分	本質的価値を構成する 重要な諸要素		副次的な価値を 構成する要素	その他の要素
A地区	墳丘形状	前方後円墳（二段築成） （埴輪、葺石などの外表施設なし）	墳丘上や裾に設けられた中世墓等、古墳時代以外の遺構と遺物	植生（草地、樹木）
	内部施設	後円部…粘土槨 前方部…木棺墓1基		史跡の保護管理に有効な要素 （標柱、フェンス）
	墳丘周囲	周溝、古墳造営に伴う未確認の遺構等		史跡の保護に有効ではない要素 （電柱、電線、コンクリート塀、側溝、ごみ収集箱、バス停、地下埋設管、注意喚起看板）
	その他	墳丘内周辺に形成された歴史的環境及び景観		
B地区				史跡の保護に有効な要素 （解説板、園路、注意喚起看板）
				史跡の保護に有効ではない要素 （市道、防火用水枡、防犯灯）

表3 史跡を構成する要素



写真13 標柱



写真14 フェンス



写真15 ごみ収集箱、バス停



写真16 電柱・電線



写真17 地下埋設管



写真18 樹木



写真 19 注意喚起看板



写真 20 コンクリート塀



写真 21 解説板



写真 22 耐火用水枘



写真 23 市道



写真 24 防犯灯

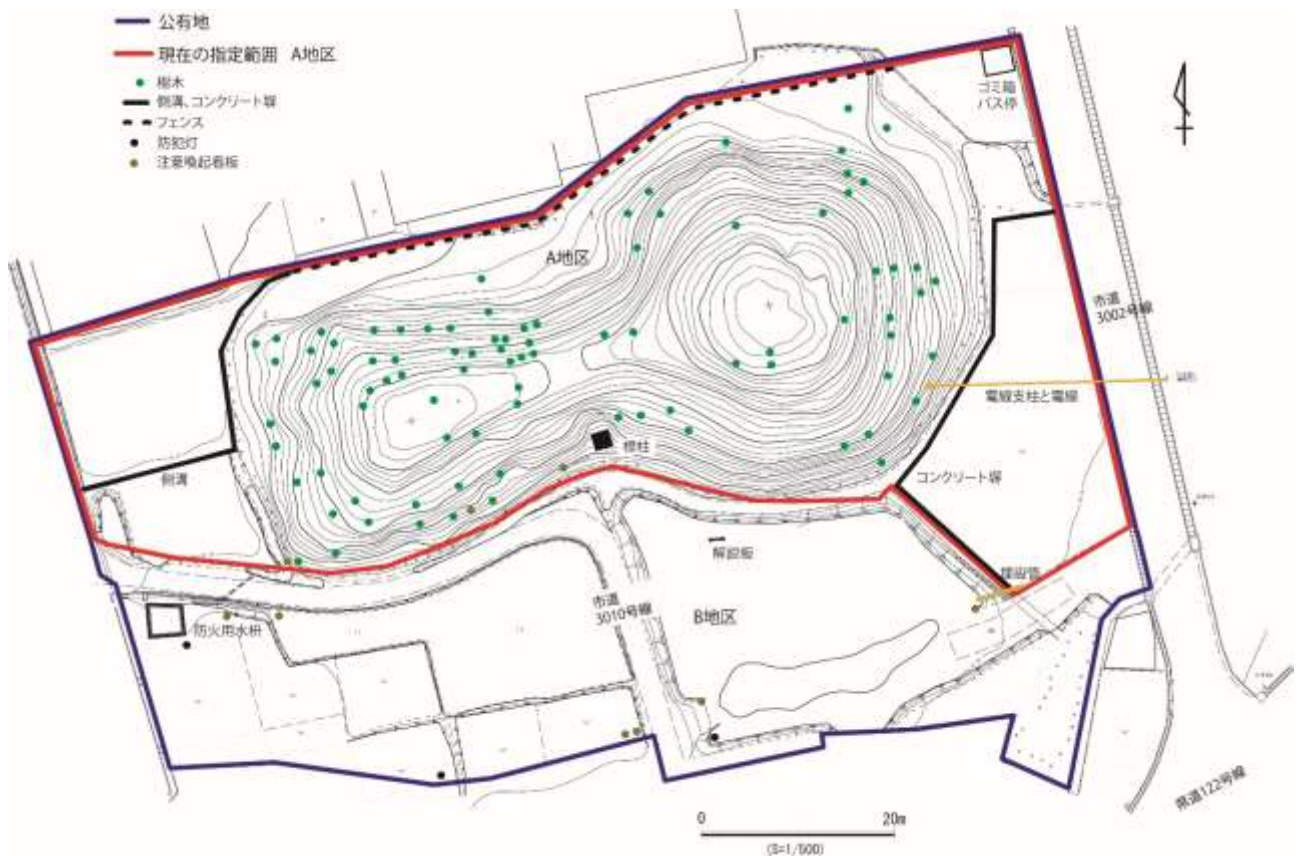


図 19 長塚古墳の構成要素

### 史跡周辺地域の環境を構成する諸要素

西寺山古墳、野中古墳、上野稲荷古墳、身隠山御嶽古墳、身隠山白山古墳、欠ノ上遺跡、柿田遺跡（周知の埋蔵文化財）

## 第4章 現状と課題

### 第1節 保存

長塚古墳の調査によって検出された遺構は、埋め戻しを行い、地下に保存されている。史跡指定地は全て公有地であり、指定地の南側部分も公有化できている。指定地内の南側に通る市道敷には地下埋設管がある他、防火用水枘等史跡にとって不要な工作物もあり、今後撤去や移設など適切な措置を講じ、景観の保全について取り組む必要がある。

また、古墳の北側には工場が建設されているが、この範囲には周溝が及んでいると想定されるため、工場が建て替えや移転等する際には調査を行うなど、史跡の全容把握と保存に努め、周溝を含めた範囲の追加指定を目指す。

管理においては、指定地周縁の中で境界標が未設置の部分に設置を行う。指定範囲は年3回程度除草を実施しており、今後も継続して実施する必要がある。また、墳丘上に生えている樹木の除伐や枝払いも定期的に行っている。墳丘上にある樹木は、遺構を損傷したり、害虫や落枝等で見学者の安全を害するなどのマイナス面があるとともに、墳丘盛土の流出防止や日陰の確保などプラス面もあり、バランスを考えながら適正に実施していく必要がある。

また、「前波の三ツ塚」の一つ、野中古墳は墳丘の残存が1/3程度であり、民有地である。また、滅失した部分も含めて周辺は宅地化しているとともに指定はされておらず、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。西寺山古墳は市指定史跡であるが、野中古墳と同様に1/2程度が滅失し民有地である。土地所有者は一定の理解を得ているが、将来的には、更なる改変や現状変更等が発生する可能性も考えられる。「前波の三ツ塚」として保存していく上で大きな課題である。

### 第2節 活用

長塚古墳の調査時には現地説明会を行い、調査現場を公開したが、今後発掘調査を行う予定はないため、新たな調査や研究が滞ることも予定される。長塚古墳だけではなく、「前波の三ツ塚」としての情報発信を行っていくことが必要であろう。

ソフト事業としては、市内外からの依頼を受けて古墳や案内を行っている。平成29年度には、長塚古墳のペーパークラフトを作成し、小学校の遠足や公民館講座、公民館祭り等で活用したが、今後とも周知・PRを行っていくため、新たなツールの工夫など、古墳を身近に感じてもらえる取り組みが必要であり、地域住民の認知度や理解を深めていかなければならない。

現在は古墳周辺に解説板を設置したり、大人・子供向けの歴史資産シートを作成して周知を図っているが、現地においても最新の情報を手軽に入手できる方策が必要である。

### 第3節 整備

現在、長塚古墳の管理は除草や枝打ちにとどまり、固定的な見学ルートが整備できていないため、通路確保のための樹木の伐採は必要となる。解説板の設置はあるものの、来訪者にとってはどのように見学するのか不案内な状況でもある。長塚古墳の本質的価値や可児市の古墳文化を伝えるためのパンフレットやパネル等を設置するガイダンス施設が必要な状況にある。

また、指定地や公有地の範囲には正式な駐車場がない。空地となっている墳丘南側に普通車の駐車は可能であるが、大型の車両は南側に約250m離れた中恵土公民館を利用している状況である。その際には、横断歩道のない県道を渡って移動することになり、道路のカーブ状況から危険な面がある。また、

憩いの場を創出するためにも、ベンチやトイレ等の便益施設を設置が必要である。

「前波の三ツ塚」を構成する西寺山古墳や野中古墳への移動はサイン看板もなく、見学者にとっては不案内である。各古墳への見学誘導のためにも、見学ルートの設定や案内表示の整備が必要であろう。

#### 第4節 運営・体制

史跡の保存活用事業の運営を運営していく上で、体制作りは不可欠である。可児市が管理団体として、文化庁や岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課との連携、また市内での連携をとり、適切に運営していくことが必要となる。史跡整備に携わる職員配置とともに、観光経済部、土木部等と協議の場を設けるなどして連携し、情報を共有して取り組む必要がある。

また、地域との連携はこの保存活用計画策定委員会の立ち上げとともに始まっているが、引き続き協働して事業を推進し進めていく必要がある。

西寺山古墳や野中古墳については、土地所有者等の理解、協力を得て適切に保存管理していくことが必要であろう。

## 第5章 計画の大綱

前章の課題の克服に関する目標等を示し、本計画における大綱を次のとおり定める。

- 史跡長塚古墳の本質的価値を損なわず、現状より良い状態で後世に伝える。
- 教育や人づくり、まちづくりに活用できる取り組みを推進する。
- 学術的成果を踏まえ、長塚古墳を中心とした「前波の三ツ塚」の一体的な保存・整備・活用を目指す。
- 適正な管理運営体制を構築し、推進する。

## 第6章 保存管理の基本方針

### 第1節 保存・管理の基本的な方向性

長塚古墳が地域固有の貴重な文化財であることを明確に把握した上で、以下のような基本的な方向性を設定し、適切な保存管理を行うために、継続的、段階的に進める。また、西寺山古墳や野中古墳の管理の方向性についても定める。

維持管理については、現在可児市教育委員会文化財課が、業者に委託して年に数回の草刈り作業を実施している。地域の文化財として認識してもらうためにも、地元団体による維持管理を目指す。

- 古墳の毀損等を予防する措置を講じ、後世への継承を図る。
- 整備は、学術的調査の結果を踏まえて実施する。
- 現地形の保全と一体的保存管理の観点から、周辺部の追加指定や公有化も検討する。
- 関係諸機関や地域住民との連携により、円滑な維持管理や保存管理を図る。
- 来訪者への安全を十分に確保した上で、現地で学べる教材としての公開活用を図る。
- 西寺山古墳や野中古墳の追加指定や公有化を検討する。

### 第2節 保存管理の基準

#### (1) 保存管理の方法と現状変更の取扱基準

長塚古墳は史跡指定地と南側隣接地の公有化が完了しているため、開発行為等による墳丘部の遺構損傷の恐れはなく、良好な保存管理状況といえる。しかし周辺は工場敷地や道路に面しており、地区ごとに適した取扱基準を考慮した設定を行う。





図 20 長塚古墳管理基準の地区割

A 地区は史跡指定地を指す。史跡の指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第 168 条）が、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条）が必要となる。これは、史跡の構成要素を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうか考慮して、その可否が判断される手続きである。なお、文化財保護法施行令第 5 条 4 項により権限を委譲された現状変更許可に関しては、可児市教育委員会が行うこととする（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）。

史跡長塚古墳の指定地は公有化が済んでいるため、「管理団体」と「所有者」は可児市となっている。今後、可児市が主体となって実施する整備にあたり、史跡内で予想される現状変更等について整理を行い、「基本的な考え方」でそれを記す。

B 地区は A 地区の南側に位置し、史跡の指定地外であるが、公有化をされている範囲である。本来は周溝があった範囲と考えられるが、後世の改変により周溝の痕跡は現在のところ確認されていない。そのため、この部分には駐車場や公園広場、ガイダンス施設等の設置を検討する。しかし、整備にあたっては古墳に関わる重要遺構が埋蔵されている可能性も皆無でないため、予想される地下の遺構面に影響を与えず、かつ史跡としての景観に十分配慮するものとする。

史跡の指定地ではないが市の判断で現状変更の基準は設け、文化財保護法の適用を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地として対応する。活用施設を設けるため掘削を伴う場合は、過去に試掘調査を行った部分以外では、事前に試掘調査や立会調査を実施し、追加指定を目指す。

C 地区は、本来長塚古墳の周溝があった範囲も含むため、周知の埋蔵文化財包蔵地として対応する。

現在工場が立地していることもあり、改変により遺構が滅失している可能性もあるが、工場の移転や解体、増築などで掘削を伴う工事の際には、試掘調査や立会調査を行うとともに、遺構が確認された場合には保存措置を講じ、追加指定を目指す。

構成要素・・・工場、管理用フェンス、貯水池など

## A 地区の基本的な考え方

A 地区は、古墳の保存管理・整備・活用・調査研究を目的とするもの以外は、原則として現状変更を認めない。現状を維持し遺構を保存していく。

### 現状変更を認める場合

- ・ 史跡の本質的価値を構成する要素の毀損を未然に防ぐ行為及び復旧・修復について、学術調査の成果等を踏まえて実施するもの。
- ・ 防犯・防災、または人命・財産の保護に関わる施設の設置について、設置場所、形状、色彩等が史跡の景観に及ぼす影響を可能な限り軽減するように配慮されているもの。
- ・ 史跡の管理・公開・活用に関する整備について、施設の設置場所や形状、色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されているもの。既存の文化財活用施設で損傷及び取替えや移設の必要性が生じた場合は、遺構への影響、景観を十分に配慮する。
- ・ 史跡の実態把握、復旧・修復または公開・活用のための発掘調査で必要性があると判断された場合。

### 現状変更等を認める場合の取り扱い

- ・ 現状変更等を認める場合は、次のような取り扱いとする。
  - ・ 現状変更等を認める場合には事前に発掘調査（史跡の保存に影響を及ぼさない簡易な工作物等の場合は立会調査等）を行い、重要遺構が確認された場合にはその保存を図る。
  - ・ 現状変更等に際しては、遺構を損なわないことや史跡の景観に影響を与えないよう、工作物等の工法・外観等に十分に配慮する。
- ・ 現状変更等の取り扱いについては、各種法令との調整や整合性を図る。

### 現状変更等許可申請が不要な場合

- ・ 史跡が毀損等している場合に、その価値に影響を及ぼすことがなく、当該史跡をその指定当時の原状に復するとき。
- ・ 史跡が毀損等している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部が毀損等し、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に当該部分を除去するとき。
- ・ 大地震、台風等の非常災害や人命・財産保護のため緊急安全対策が必要な場合の応急措置。
- ・ 支障木の伐採、剪定、枝払い、下刈り、病虫害の防除措置等の維持管理行為。
- ・ 既存の施設を維持管理する行為（道路・フェンス等）。

## B 地区の基本的な考え方

B 地区は公有化を行った範囲であり史跡指定地ではないが、これに準ずる部分として扱い、積極的な保存措置をとる。史跡の保存・活用を目的とする整備以外のものは、基本的には認めない。

地区	現状変更等		取扱方針	発掘調査	土地所有	
A	史跡整備施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の調査、保存、目的とする遺跡整備以外のものは基本的には認めない。</li> <li>・現状変更にあたっては、事前協議により現状変更等の内容を確認し、可否を判断する。</li> <li>・整備後の各施設の現状変更等の取扱については下記に示す。</li> </ul>	未調査地については、発掘調査を必要に応じて実施する。  現状変更等にあたっては、試掘確認、立会、調査等を実施する。	市有地	
	史跡整備施設	地形の変更				・雨水管理上問題があれば、排水機能を満たすための変更は認める。
		工作物	園路、案内サイン、階段、フェンス			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>
		建築物	遺構展示施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な改修以外の新築、増築は認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>
		埋設設備	雨水排水、給水 地下埋設管			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下埋設管等埋設物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>
		植栽	高木、中低木、 低木、芝生			・樹木の伐採、補植、芝生の設置など適正な管理と遺跡の価値を保存するために必要なもの以外は認めない。
	舗装		<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下構造物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>			
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線などを地下埋設する場合は、別の場所に移す。</li> <li>・災害時の緊急避難的な対応として、救援物資の中継所や緊急避難の仮設的な場所とすることは許容するものとする。復旧した場合は速やかに撤去するものとする。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地の範囲外であるが、公有化を行った範囲であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である。A地区に準ずる地区として扱い、史跡の保存、目的とする遺跡整備以外のものは基本的には認めない。また、整備目的等に伴う発掘調査については計画性を持って行う。</li> <li>・土木工事が発生する場合には、文化財保護法93条、94条による届出等により遺構に与える影響について協議し、発掘調査等を行う。発掘調査により重要性が確認された場合は、保存協議を行う。</li> </ul>						
B	現状変更等		取扱方針	発掘調査	土地所有	
	造成地形		・地形の変更は認めないが、雨水管理上問題があれば、排水機能を満たすための変更は認める。	未調査地については、発掘調査を必要に応じて実施する。	市有地	
	工作物	園路、案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・活用上必要な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は、遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>			
	建築物	遺構展示施設、 四阿、標柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備・活用上必要な改修や新築以外は認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は、遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>			
	埋設設備	雨水排水、給水 地下埋設管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下埋設管等埋設物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>			
	植栽	高木、中低木、 低木、芝生	・樹木の伐採、補植は、芝生の設置など遺跡の価値や環境を保存するために必要なもの以外は認めない。			
	市道・舗装		<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・活用上必要な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下構造物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>			
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線などを地下埋設する場合は、別の場所に移す</li> <li>・災害時の緊急避難的な対応として、救援物資の中継所や緊急避難の仮設的な場所とすることは許容するものとする。復旧した場合は速やかに撤去するものとする。</li> </ul>				
C	周知の埋蔵文化財包蔵地である。開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には、文化財保護法第93条、94条による届出等により遺構に対する影響について協議し、発掘調査等を行い、遺構が見つかった場合は追加指定を行う			発掘調査を必要に応じて実施する。	民有地	

表 4 遺跡地内における開発等への対応基準

## (2) 史跡指定地の拡大

本来、史跡長塚古墳には周溝が巡っていたが、現在の土地利用状況を見ると、その整備と活用にあたっては、指定地である 7 筆以外にも周溝等の遺構が残存している可能性がある。今後の調査により確認され、保存や歴史的価値を高めるうえで必要と考えられる場所については、随時追加指定を目指す。特に周溝は指定地北側の工場敷地（18 番 1）の一部と東側の道路（18 番 2）の一部にも及んでいると考えられ、今後の検討課題である。

## 第7章 長塚古墳の活用

### 第1節 活用の方向性

長塚古墳の本質的価値と構成要素を次世代に継承し、適切に現代社会に活かし、史跡の活用を推進するために、以下の方向性を示す。

#### (1) 史跡長塚古墳の存在と価値を発信する活用

発掘調査によって明らかとなった長塚古墳の遺構や遺物を通して、古墳時代前期における長塚古墳の位置付け、その歴史的背景について情報発信を行う。また、長塚古墳だけではなく、隣接する西寺山古墳及び野中古墳を含めた「前波の三ツ塚」の他、周辺には、古墳時代前期の身隠山古墳群や後期の次郎兵衛塚一号墳などもある。これらを通して、可児市の古墳文化を広く周知していく。

#### (2) 学校教育における活用

地元の古墳文化への理解を深めるとともに次世代へ継承していくために、教材を作成しつつ市内の学校等におけるふるさと学習にも活用していく。

#### (3) 社会教育における活用

教育や普及啓発、研究活動のため、講座などの座学系の事業とともに体験型の講座、ワークショップを行う。古墳が所在する中恵土地区の歴史的意義を示して意識の高揚をはかり、人づくり、まちづくりに古墳を活用していく。

#### (4) 地域における活用

地域住民や地区センターと連携した活動を通して、憩いの場となるような活用を行う。また、遺跡に興味を持つ人々を対象とした活動だけではなく広く周知を行い、市内外の人が交流を行えるよう活用を進める。

### 第2節 活用の方法

長塚古墳を将来にわたり保存活用していくために史跡の価値を広く伝え、学校教育、社会教育等の取り組みを積極的に進める必要がある。当面は現況のまま公開していくが、保存活用計画策定後は、優先的に南側の指定地外部分（B地区）を憩いの場として整備する計画を立てるとともに、指定地部分（A地区）についても検討していく。

#### (1) 教育的活用

発掘調査等によって発見された遺構や遺物は、その地に暮らした人々の足跡を知るツールとなる。これらは、「本物の」文化財に直接触れることができる機会となる。また、郷土の歴史や文化財に慣れ親しむことは、次世代へ継承していく上で大切な取り組みである。

出前授業や文化財講座、文化財めぐりコースの設定、現地見学等により、総合的に学習できる機会を設ける。これを通して、学校教育においても歴史教育に活用できるように、教員向けの勉強会も開催する。また、小学生向けに体験学習等のプログラムを企画し、歴史的価値を理解してもらえるような仕組みをつくる。地区センター等とも連携し、生涯学習の場としても活用をするとともに、文化財愛護意識の高揚を図る。



写真 25 古墳ペーパークラフト作成風景



写真 26 古墳の展示におけるギャラリートーク



写真 27 小学校の見学風景



写真 28 小学校での講座風景

## (2) 地域コミュニティと活用

郷土の史跡や自然、文化遺産を守り、後世に伝えていくためには、周辺に暮らす地域住民をはじめ市民との連携は不可欠である。講座等だけではなく、遺跡現地ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出する。

活用にあたっては地域住民の生活に十分配慮し、地域コミュニティとの合意に基づき、地域の福利にもつながるものとし、地区行事や祭り等の場として長塚古墳及びその南側のスペースの利活用を促す。市内での教育、福祉、防災、観光と連動した施策や、地域でのイベント等との連携を図る。

また、歴史資産を生かしたまちづくりの一環として、レクリエーションや休養の場として活用するとともに、見学・散策ルート（図 21）の設定により、地域のシンボルとしてふるさと意識の醸成を図る。

## (3) 観光的活用

遺跡見学の拠点となる公園広場や便益施設、案内板などのサイン設置は、観光資源としての価値を高め、歴史観光交流の一つの拠点として観光振興に寄与する。歴史散策ツアーなどのルートに組み込むことを働きかける他、長塚古墳を中心とした点在する各古墳を効率的にまわるルートを設定し、可児市の古墳を総合的に理解できるような計画を立案する。

## (4) ソフト面における施策

史跡の価値や魅力を広く伝えるためにウェブサイト等を構築し、体験学習活動や関連する諸活動の状況を情報発信し、周知していく。現在は、大人向けや子供向けの歴史資産シートというパンフレットを

作成しているが、今後は二次元バーコード、AR技術等を利用し、タブレットやスマートフォンを通して調査時の映像が見られるなど、視覚的に訴えられるような情報提供も検討していく。



写真 29 大人向け、子供向けリーフレット



写真 30 市内古墳ガイドブック

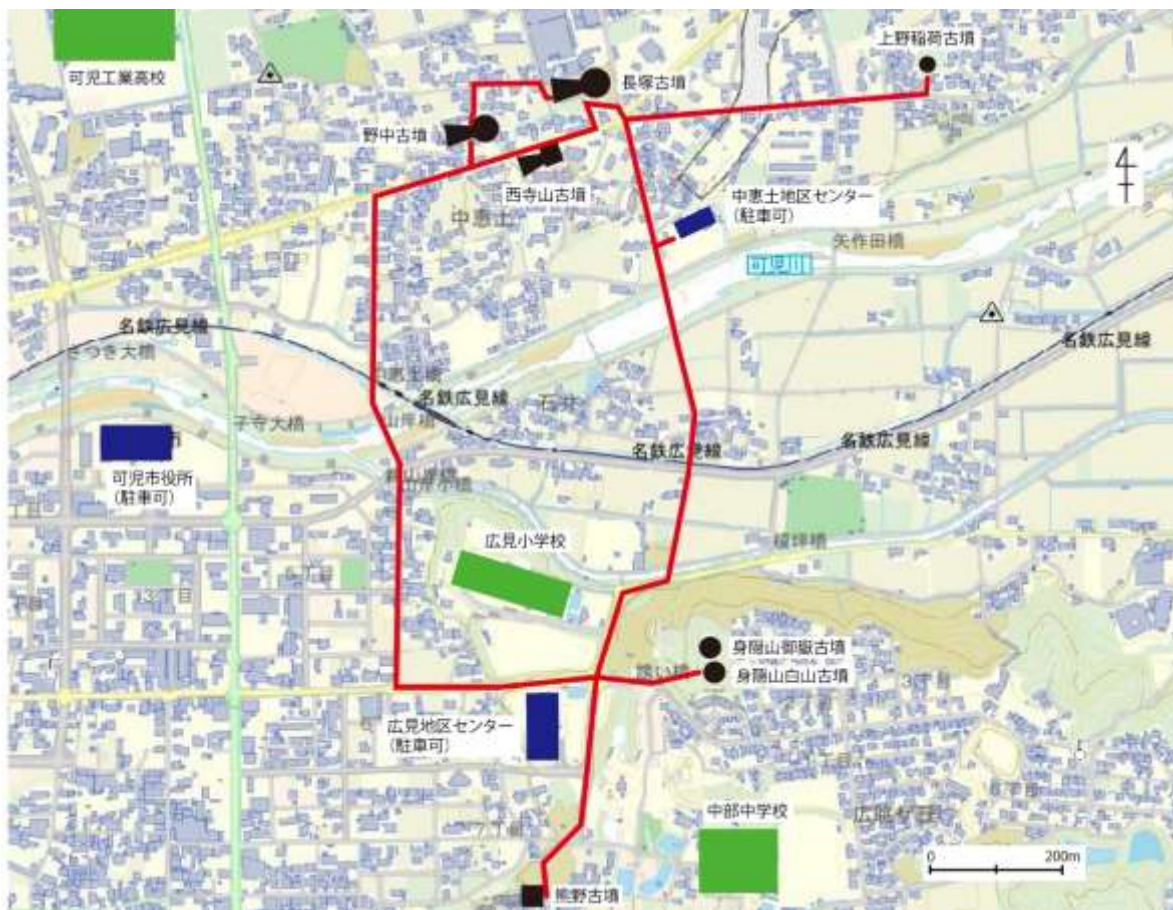


図 21 古墳見学ルートイメージ (案)

## 第8章 長塚古墳の整備

### 第1節 整備の方向性

長塚古墳の保護・保存を図るとともに、市民に親しまれ理解しやすい歴史的、文化的空間づくりをおこない、史跡保存活用モデルとしていく。

なお、西寺山古墳から野中古墳、長塚古墳へと連続して築かれた可児地域の首長墓である「前波の三ツ塚」が、御嵩町伏見、可児市中恵土上野、広見地区の古墳とも関連性を有し、可児地域における古墳時代の様相を豊かに語るものであるため、これらの古墳の意義を踏まえ、長塚古墳を中心とした「前波の三ツ塚」の一体的な整備を目指していく。

長塚古墳の整備事業に取り組む際には、整備委員会を設置して市文化財課が事務を担当し、関係部局と連絡を密にして、文化庁や岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課に指導を受けながら進めていく。

#### (1) 継続的な調査研究の推進

現状においては、長塚古墳をはじめ「前波の三ツ塚」の性格や価値全てが明らかになっているわけではない。その全容を明らかにするためにも、機会を捉えて発掘調査や研究を進める。西寺山古墳や野中古墳については、その成果を踏まえて今後の指定や公有地化等を検討していく。

#### (2) 確実な保存と遺構の保護

遺構保存のために、墳丘周辺における樹木の管理を適切に行う。また、長塚古墳は単体として高い価値を有しているが、「前波の三ツ塚」など「群」としても高い価値を有し、かつ周辺の古墳群と関連しても高い価値を有する。開発等により古墳が滅失の危機にさらされることも考えられ、現状保存に向けた対策を検討していく。

#### (3) 見学者のための整備

本質的価値を伝えていくために、「前波の三ツ塚」散策コースの設定やサイン解説板の設置、ガイダンス施設など適切な環境整備が必要となる。また、見学者のための駐車場・駐輪場の整備や休憩場所など、憩いの場となるような整備も必要となる。また、長塚古墳と西寺山古墳や野中古墳、長塚古墳と身隠山御嶽古墳や身隠山白山古墳といった各古墳間の眺望を確保し、古墳時代の景観を偲ばせるものとする。

#### (4) 情報発信

本質的価値を継承していくためにボランティアの育成と活用を行い、長塚古墳をはじめとした特色ある可児市の古墳時代を発信していく。また、その基礎となるパンフレット、ガイドブック等を作成する。

### 第2節 整備方法の一例

本史跡の保存活用を実現していくために、整備方法についての一例を記す。この手法は、今後の調査研究成果や変化する社会情勢やニーズに対応し、当然修正や変更も考えられる。

#### (1) 発掘調査の結果を基にした史跡拡大と土地公有化

史跡指定地の公有化は実施済みだが、本来の古墳の範囲である古墳北側の工場用地については、将来的な指定等も視野に入れ、機会を得て発掘調査を検討する。

#### (2) 現存墳丘の維持

墳丘は現状維持を基本とし、イメージ案（図22）に基づき、見学者を誘導する。階段部分や導線となる墳頂部分にのみ部分的に客土を入れる。雨水については自然浸透させる。

### (3) 遺構の保存と地上表示、墳頂部の施工

後円部と前方部の墳頂部で見つかった埋葬主体部については、遺構保護のため粘土槨や木棺直葬の墓壇または、棺・槨を地上に表示して見せることとし、併せてその場に遺構等の写真を設置する。

墓壇等を地上表示する前方部と後円部の墳頂部は、黄土色の客土を入れ硬化させて表示する。後円部の墳頂部は直径約 10.5m で、前方部頂から後円部頂へ向かっては、前方部の斜道、平坦部、後円部の斜道、の順で盛土施工により硬化させて復元する。

### (4) 西側周溝部分の一部復元と古墳周囲の芝生広場の整備

墳丘西側部分で検出された周溝については、その部分のみを復元整備するものとし、周溝と岸のラインを明確にする。浅い周溝内には客土を入れて、芝を貼る。排水は自然浸透とする。

墳丘南西側及び東側部分は芝生広場として整備し、レクリエーションの場として活用する。この場所は本来周溝があった部分であるため、周溝と想定される範囲は客土等の色を変えるなど平面表示を行う。

防火用水枡は撤去し、試掘調査後に埋め立てる。また、適当な場所にベンチを配置する。

### (5) 見学園路や階段の設置

墳丘斜面にトレンチを設定して調査を行なった部分のうち、前方部 1 カ所には、見学者が墳丘へ登ることができるように、擬木を置きピン杭で固定するとともに部分的な客土による階段を設置する。また、この階段の二段築成に当たる部分は平場を設ける。

墳丘裾の西側部分には、復元する周溝を見せるとともに裾部の北側方向へも誘導するため、幅 2m 程の園路を設ける。西側以外の墳丘裾部分は、概ね芝生を貼り見学者が歩行しやすくするとともに、雨水を自然浸透しやすくさせる。ただし墳丘の南側裾部分については、雨水等を既設の道路側溝へ導くため、排水溝を設置する。

### (6) 標柱、案内解説板、サインの設置

墳丘南側くびれ部に設置されている「史跡長塚古墳」の石製標柱をやや南へ移設し、史跡公園へのエントランスである南東隅には看板を立てて古墳への導入を分かりやすくする。

史跡公園内には、周溝やテラス、斜道などの場所に、適宜名称表示を設置する。

### (7) 休憩・ガイダンス施設の設置

史跡指定されていない、前方部南側には、休憩所を兼ねたガイダンス施設を設置する。建物は展望や景観に配慮して高床式で擬木造とし、南側のみ壁を設け、前方の眺望を確保する。ここでは、長塚古墳の調査成果と、長塚古墳を取り巻く濃尾平野の古墳時代前・中期の様子について、写真や図を中心に分かりやすく解説する。また、広場を行事等に利用する際のステージとしても活用できるように配慮しておく。

### (8) 見学者のため駐車・駐輪場の確保

史跡公園へのメインエントランスは古墳東側の市道からとし、史跡指定地外である後円部の南側に駐車・駐輪場を設ける。このスペースの地表面施工は、遺構面を損傷しないよう素材等を考慮して行い、車止めを設置するものとする。駐車台数は、臨時的スペースも含めて 20 台程度を確保する。なお、駐車場部分は本来周溝があった部分であるため、周溝と想定される範囲は被覆素材の色を変えるなど平面表示を行う。

駐車場部分の雨水は自然浸透を原則とするが、墳丘裾部分に設置する側溝へ誘水し、道路側溝へ導水する。



### **(9) トイレや照明の設置**

史跡公園の南東隅、エントランス近く（史跡指定地外）の公有地部分には、利用者に配慮してトイレを設置し、下水へ接続する。建物は、公園の景観に違和感のないものとする。

公園内には、夜間の安全管理のため必要最低限の明るさが保てるよう、照明や街路灯を設置する。

### **(10) 古墳保護のための低木等の植栽と、周溝部分を利用した緑地空間の確保**

北側周溝部分は歩くのに支障になる中・高木は伐採し、南西側や東側の周溝部分と同様に表土のすき取り後に保護客土を入れて芝を貼り、歩行できる緑陰空間を造り出す。墳丘部分の中・高木については、遺構の保護や墳頂階段の設置などに支障のある樹木は伐採する。樹木の伐採は計画を立てて行っていく。

史跡公園の南側については住宅が隣接しているので、その境界に中低木の植栽を行い、環境を遮断し、古墳の景観に配慮する。整備地内をクランク状に通る市道については、下水道も敷設された住民の生活道路でもあり、当分の間現状維持していく。

### **(11) 「前波の三ツ塚」散策コースの案内**

長塚古墳と一体的にある、野中古墳や西寺山古墳への散策に配慮し、方向案内板を表示するとともに、両古墳にも解説板を設置する。

### **(12) 「長塚セミナー」の開設**

史跡公園整備に合わせて、濃尾平野の古代史をひも解くセミナーを開催し、長塚古墳の存在に光を当てる。

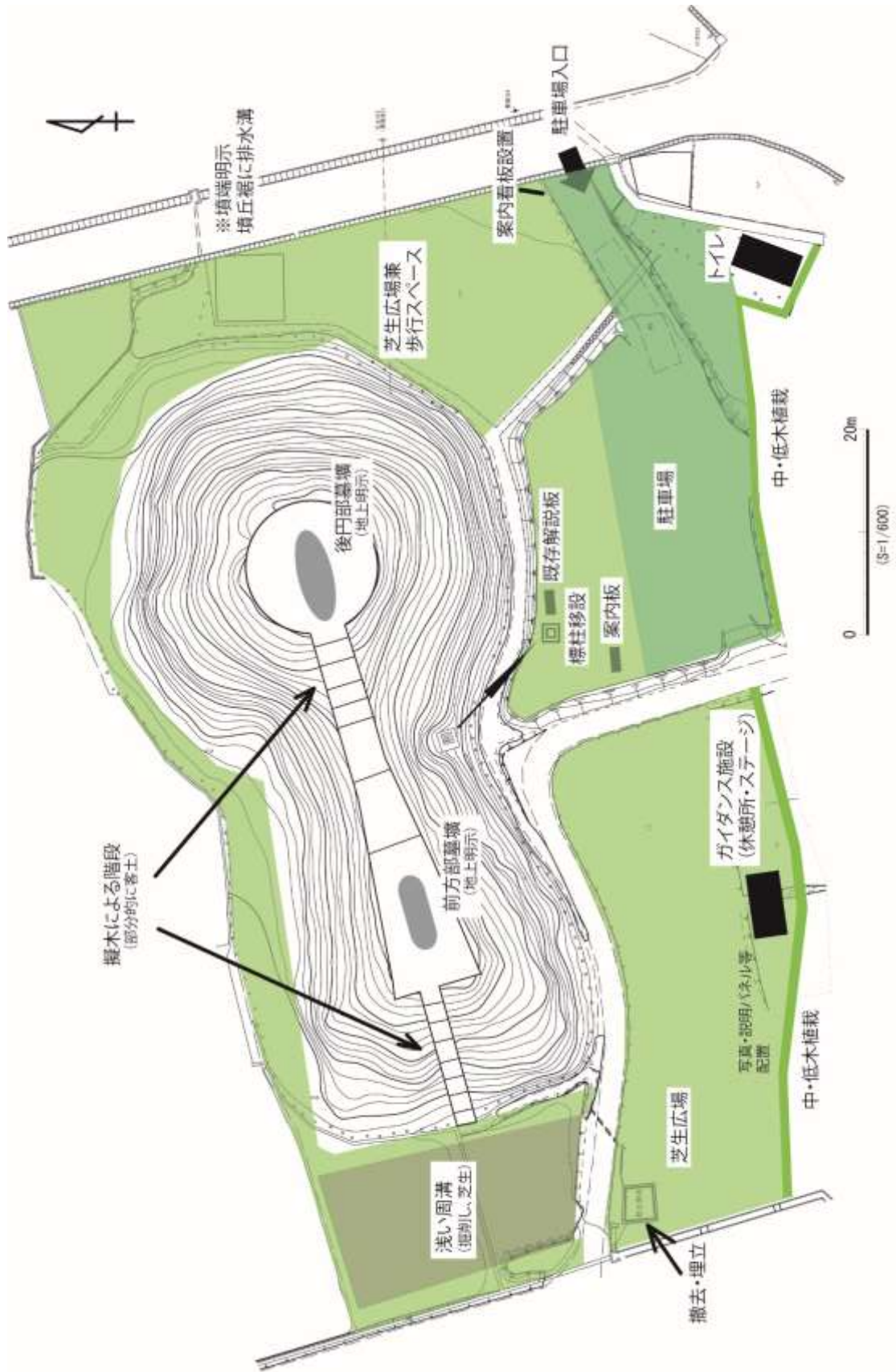


図 22 長塚古墳整備イメージ案

## 第9章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

長塚古墳は可児市が管理団体としての役割を担うが、保存管理や整備活用には、市民や関係機関との連携・協働が不可欠である。そのためには、国や県の関係機関、専門家、市民、学生、NPO等民間事業者が、長塚古墳に対して共通の認識を持ち、情報を共有して取り組む必要がある。

長塚古墳の日常的な保存・管理・活用は、当面は可児市教育委員会が直営で行うが、市民の参画が不可欠であり、市民活動を支援する協働の体制も検討していく。

### 第2節 方法

史跡の保存管理や整備活用の実施にあたっては、維持管理や復旧、整備など様々な事業を伴うため、体制の整備が必要である。各施設の整備や活用事業の進展にあわせて、地元をはじめとする市民参加の体制を整え、ボランティア団体の育成も行っていく。

以下には、今後の整備及び活用事業の内容を示す。

#### 活用計画に基づいた事業の計画・実施

- ・行政内部において他の部局との連携を図り、市民との協働体制をつくり、管理運営を行う。
- ・行政内における体制を強化し、各課における人材の確保を図る。
- ・市民を対象にした、長塚古墳についての広報活動や情報発信を行う。
- ・調査、研究を進めるとともにその成果を還元し、人材の育成を図る。
- ・地元の学校や地区センターと協力しながら、体験学習会や市民学習会を開催し、活用を図る。
- ・市民、地元団体、行政、専門家が参加し、管理運営の骨子を作り、様々な企画等を策定する。
- ・長塚古墳を中心とした古墳を巡るルート開発や標識、説明板づくりを行う。
- ・周辺自治体や展示施設・民間業者等とも連携し、観光交流の重要ポイントとして集客を図る。

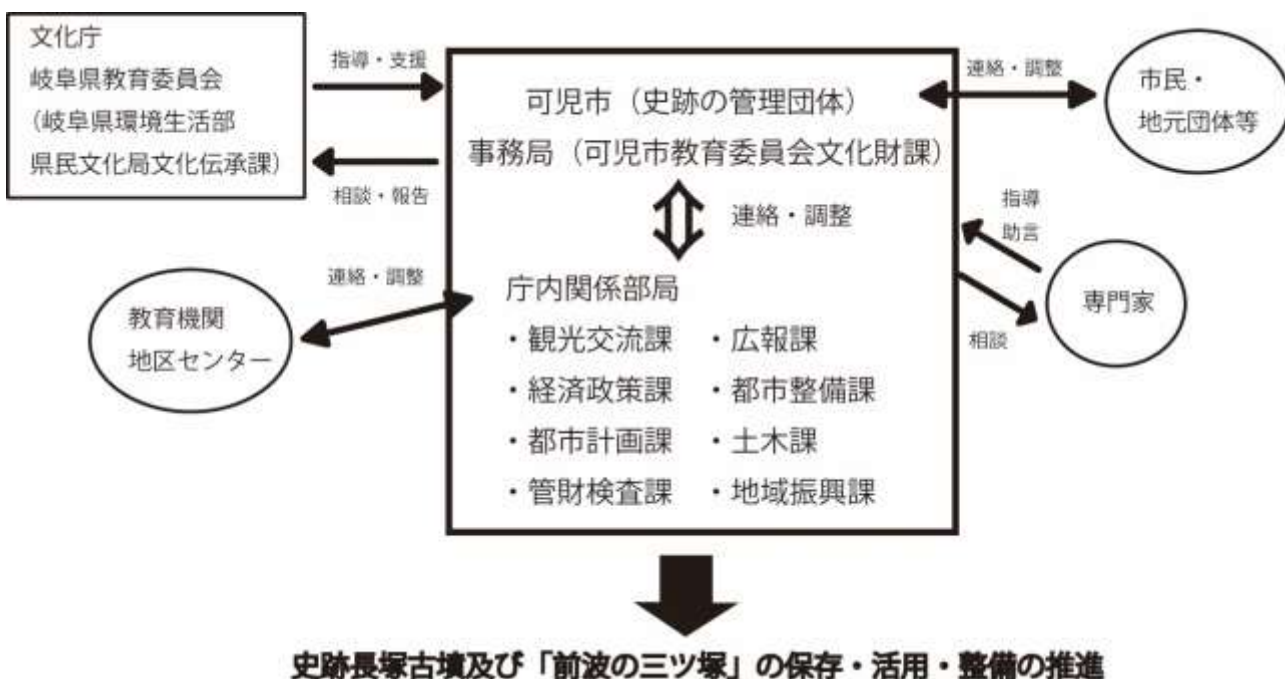


図 23 運営・体制整備のイメージ

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### 第1節 実施すべき施策と区分

長塚古墳の実施すべき施策は、保存、整備、活用の3つに大別することができる。

保存事業においては、史跡地内の遺構保存を第一とする。活用事業では、遺跡の重要性を発信し、教育、観光面での活用を行い、官民一体となって取り組んでいく。整備事業においては、見学しやすい環境と便益施設を整備するとともに、周辺の古墳への動線の整備が挙げられる。

保存事業 適切な維持管理と遺構保存、追加指定、公有化および境界標の設置

整備事業 第Ⅰ期：整備基本構想・基本計画、基本設計、実施設計

第Ⅱ期：市有地整備

第Ⅲ期：各古墳への動線整備

活用事業 活用計画に基づいた事業の計画・実施

保存事業	追加指定及び公有化 (長塚古墳、西寺山古墳、野中古墳)		
整備事業	I 期 整備基本構想・基本計画、 基本設計、実施設計	II 期 市有地整備	III 期 各古墳への動線整備
活用事業	活用計画に基づいた事業の企画・実施		

表5 実施計画総括表

## 第2節 経過観察の方法と方向性

史跡の保存、活用は一時的な行為ではなく、将来にわたって取り組む必要がある。今後は、必要に応じてこの計画を見直していく必要がある。現状の把握や分析を行い、問題点を改善しつつ将来の史跡再整備へとつなげていく。

	点検項目
①保存	・ 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保護されているか。
	・ 今後、保存を検討する範囲は、追加指定を目指しているか。
	・ 史跡の本質的価値を構成しないその他の要素（史跡の保護に有効ではない要素）について、計画的に除去、撤去が行えているか。
	・ 史跡周辺の環境保全のために、地域住民や関連機関との合意・連携は図れているか。関連法令・関連計画に定められた内容を実効性あるものに行っているか。
②活用	・ 活用事業に携わる人々は、遺跡の価値を理解した上で、参画できているか。
	・ 長塚古墳の学習のための正しい情報や機会を提供できているか。
	・ 学校教育、社会教育との連携は図れているか。
	・ 市民等の憩いの場として活用されているか。
	・ 中恵土地区、可児市の古墳と関連付け、連携が図れているか。
	・ 活用事業に関連した各種調査・記録は整理・公開されているのか。
③整備	・ 長塚古墳及び「前波の三ツ塚」のための継続的な調査・研究は適切に行われているか。
	・ 遺構保護のための整備は適切に行われているか。
	・ 見学者に史跡の本質的価値を理解してもらえようような整備が行われているか。
	・ 公有地の適切な活用が図られているか。
	・ 史跡の価値を普及するための情報発信は、行われているか。
④運営体制	・ 保存管理・活用に必要な適正な体制が整えられているか。
	・ 市民と協働した保存・活用の運営は、適切かつ有効に行われているか。
	・ ボランティア団体の育成が行われているか。
	・ 国・県・市関連部局との連携、情報共有が図られているか。
	・ 保存、活用、整備、運営に必要な予算を十分確保し、各々の活動に適切に配分できているか。
	・ 保存管理・活用に適切な人員が確保され適切に配置されているか。

表6 点検項目案

## 関連資料

### 1. 文化財保護法等に係る規定

- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則（抜粋）
- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

### 2. 参考文献

# 1.文化財保護法等に係る規定

## ○文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日、法律第214号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いものに並び動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3 この法律の規定（第九九条、第一百条、百二十二条、第二百二十二条、第三百一一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第七百七十一号の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

### 第三章 有形文化財

#### 第一節 重要文化財

##### 第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更

したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が不明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保有のため必要な管理（当該重要文化財の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が不明しない場合を除く。）及び補原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（中略）

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設設置その他管理に関し必要な指定を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基づいてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基づいてする修理のために要する費用は、文

部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

## 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。  
(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)の場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。  
(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、前項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文

化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(中略)

(提出)

第一百条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百零一条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとは認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百零二条 前条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(中略)

(遺失物法の適用)

第一百零三条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

(中略)

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百零四条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。  
(仮指定)

第一百零五条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。  
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百零六条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特



に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならぬ。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(角解)

第一百二十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは不明な場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかと認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が不明な場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告

とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第九十九条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第九十九条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 前二項の規定による許可を与えた場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けたものには、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

第一百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可、その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第一百二十七条 史跡名勝天然記念物の復旧しようとするときは、管理団体又は所有者

は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならぬ場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。  
(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。  
3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。  
(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。  
(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除去その他の調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

## 第十二章 補足

(中略)

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなげなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。  
(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令

で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一項第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第七十二条第三項で準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。))、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二十号、第二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。))

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第五十五条、第三十号(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項(おいて準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五号又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。))により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三号又は第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三号第五項又は第二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五号又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五号第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。  
(中略)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。))を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなげなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

## 第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わぬで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第二十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

（中略）

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わぬで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第二百二十条（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第二百二十条（これらの規定を第三百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十二条（第二十号、第三百三十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百七条第一項、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十一条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

## ○文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成29年6月14日政令第165号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する

- 法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合において、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又は掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号アに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

- ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ロ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。））が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからアまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

## ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日 文部科学省令第36号

（許可の申請）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望  
(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び前項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。  
(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。  
(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らか不可能である場合において、当該部分を除去するとき。  
(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。  
(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。  
(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

## ○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)

(平成12年4月28日 庁保記第226号文化庁次長通知)

### I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二十五年法律第二一四号。以下「法」という。)第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の出立を求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③ 新築、増築、改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の継ぎの措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除去を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更

が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は扉
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港町車道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一二五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除去に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除去に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除去の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(後略)

## ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和26年3月8日 文化財保護委員会規則第8号)

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(中略)

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第一百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項(法第二百十条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第

六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記簿に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(後略)

## ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則 (抜粋)

(昭和29年6月29日 文化財保護委員会規則第9号)

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## ○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (抜粋)

(昭和29年6月29日 文化財保護委員会規則第7号)

最終改正：平成27年9月11日 文部科学省令第30号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## 2. 参考文献

- 可児市 2005 『可児市史』第一巻 考古・文化財  
可児市 2007 『可児市史』第四巻 自然  
可児町 1980 『可児町史』通史編  
可児町北裏遺跡発掘調査団 1973 『北裏遺跡』  
可児町教育委員会 1979 『欠ノ上遺跡発掘調査報告書』  
可児町郷土史刊行会 1960 『可児町郷土史』  
可児市教育委員会 1989 『金屋遺跡』  
可児市教育委員会 1994 『川合遺跡群』  
可児市教育委員会 1997 『長塚古墳発掘調査概要報告書』  
可児市教育委員会 1999 『前波の三ツ塚』  
可児市教育委員会 2012 『山神古墳・桐野1号古墳』  
可児市教育委員会 2008 『西寺山古墳(2次)』  
近藤義郎 1992 『前方後円墳集成 中部編』山川出版社  
財団法人岐阜県文化財保護センター 2000 『顔戸南遺跡』  
財団法人岐阜県文化財保護センター 2003 『金ヶ崎遺跡・青木横穴墓』  
財)岐阜県教育文化財団文化財保護センター 2005 『柿田遺跡』



史跡長塚古墳 保存活用計画

発行日：平成 30 年 6 月

編集・発行：可児市教育委員会

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

電話 (0574) 62-1111 FAX (0574) 63-6751